

令和3年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和3年6月7日（月） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

| | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 神細工 宗宏 君 | 7番 | 富 永 勉 君 |
| 2番 | 清 水 登久子 君 | 8番 | 大 橋 富 造 君 |
| 3番 | 近 藤 勇 君 | 9番 | 川 添 武 史 君 |
| 4番 | 木 下 茂 樹 君 | 10番 | 山 口 久 男 君 |
| 5番 | 松 居 亘 君 | 11番 | 川 岸 真 喜 君 |
| 6番 | 菅 森 照 雄 君 | 12番 | 竹 内 薫 君 |

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|
| 監 査 委 員 | 寺 西 久 和 君 | 税務住民課長 | 岡 田 伊久人 君 |
| 町 長 | 久 保 久 良 君 | 福祉保健課長 | 林 優 子 君 |
| 副 町 長 | 小 菅 俊 二 君 | 産業環境課長 | 飯 尾 俊 一 君 |
| 教 育 長 | 山 中 健 一 君 | 地域整備課長 | 藤 本 一 之 君 |
| 会 計 管 理 者 | 奥 川 明 子 君 | 学校教育課長 | 吉 田 克 君 |
| 企 画 課 長 | 野 村 博 君 | 教育総務課長 | 本 多 正 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 石 田 年 幸 君 | 生涯学習課長 | 大 岡 まゆみ 君 |

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。
お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対応として、通告順の4人までの一般質問にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は4人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。
それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、県道34号線、川相大杉間で、萱原での護岸工事の車両の往来が原因と思われる極端な陥没箇所がありました。応急対応を3月中旬に県に要望願いたいと地域整備課に区長を通じて要望した結果、翌4月中には応急措置を素早く要望箇所以外に拡充した措置を取っていただきましたことに対し、地域整備課の皆さんにお礼申し上げます。ありがとうございました。また今後とも、県に対する早急な要望依頼をお願いいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種状況についてと、

多賀町里づくり魅力化プロジェクトを踏まえ、山間地域への若者の移住・定住に対しての施策についての2点質問いたします。

まず1点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種状況についてですが、5月14日から65歳以上を対象に予防接種が開始されました。初日の13時半頃に接種会場の様子を見させていただきましたが、福祉保健課をはじめ、役場職員とご協力いただいている医療従事者の皆さんが、落ち着いた状況下、各人の担当部署でそれぞれの職務を淡々とこなし混乱なく遂行されており、接種者からも、「役場の職員たちが頑張っていてスムーズに進行している」という声を数名から頂きました。事前の模擬接種での反省も生かされすばらしいと感じました。私も先週の木曜日3日に接種を受けましたが、すばらしい対応と感謝しております。福祉保健課、役場関係者と、ご協力いただいている医療従事者の皆さんに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。これからまだまだ続く接種ではありますが、気を抜くことなく無事故で乗り切っていただきますようお願い申し上げます。

では質問です。

1 番目、高齢者接種申込手続に関して問題は起こらなかったか。

2 番目、医療従事者へ接種が優先であったが、全ての医療従事者への接種は終わったのか。

3 番目、現在65歳以上の高齢者に対して接種を行っているが、その接種率は。

4 番目、現在接種した中で、副反応が生じた例は何件ぐらいあるのか。

5 番目に、高齢者接種が完了する時期は予定どおりか、また一般の接種スケジュールはどのようになっているか。

6 番目に、妊婦や16歳未満の接種に関してどのような対応予定で、その対象者を除いても目標としている接種率70%を達成できるのか。

それと7番目に、変異株や二重変異株等、国内でも増加し、感染率も高く、ワクチンの効果に対しても未知の部分が多いですが、それらの情報収集や今後の対応について何か検討していることがあれば教えていただきたい。

以上です。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 神細工議員からのご質問、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種状況について、まず1点目、高齢者接種申込手続に関して問題は起こらなかったのかについてお答えいたします。

当町におきましては、対象となる高齢者の接種券を4月15日に一斉に郵送で発送し、4月20日からコールセンターで電話とインターネットでの予約受付を開始いたしました。受付開始当初は、電話予約については大変混み合い、皆さんにご迷惑とご心配をおかけいたしました。何回電話をかけても電話がつかないため、ふれあいの郷に直接

お越しいただいた方もありましたが、職員が個別にそれぞれ状況をご説明し、時間を置いて再度電話をかけていただくようお願いさせていただきました。当町の場合は、1日150件分の予約について、電話で80件、インターネットで70件とそれぞれの枠を設けて予約を受け付けていましたので、電話とインターネットで偏りなく予約を受付できました。また、独り暮らしや何らかの支援が必要な高齢者等につきましては、地域の民生委員やケアマネジャー、および社会福祉協議会による見守り訪問のスタッフにも予約についての支援をお願いしておりましたので、接種を希望される方はおおむね予約を済ませていただいていると理解しております。

2番目、医療従事者への接種が優先であったが、全ての医療従事者への接種は終わったのかのご質問にお答えいたします。医療従事者のワクチン接種の実施主体は滋賀県であり、県の情報によりますと、ワクチン接種を希望された多賀町内の医療従事者につきましては既に1回目の接種が終わり、現在2回目の接種が進んでおり、6月18日で完了予定とのことです。当町のワクチン接種に従事していただく町内の医師につきましては、本町より県に接種日程を早めていただくよう依頼し、既に2回の接種を完了されて従事していただいております。

3番目、65歳以上の高齢者に対しての接種率はのご質問ですが、6月5日現在で1回目2,085名、2回目296名の方が接種されました。今年度中に65歳以上とされる対象者で接種券を交付した2,624人のうち2,196名の方が予約をされており、今後の高齢者施設入所者も含めると接種率は約9割近くとなる見込みでございます。当初7割の接種率と計画しておりましたが、大幅に予想を超える予約を受け付けており、これは高齢者の皆様のワクチンに対する大きな期待の表れであると理解し、ワクチン接種が安全に確実に実施できるよう今後も引き続き努めてまいります。

4番目のご質問、現在接種した中で副反応が生じた例は何例かについてお答えいたします。6月5日現在では、接種翌日の接種部の痛みや微熱など、想定される軽い副反応についてはお伺いしておりますが、アレルギー反応であるアナフィラキシーの発生など治療を要する大きな副反応は今のところございません。

5番目、高齢者接種が完了する時期は予定どおりか、また一般の接種スケジュールはこのご質問ですが、まず高齢者接種完了の定義がはっきり示されていない状況の中、当町におきましては6月28日までに約8割以上の一般高齢者の接種が終了でき、また町内の高齢者施設に入所されている高齢者につきましては7月23日に終了する予定ですので、予定どおり7月中にはおおむね接種完了と考えております。なお、65歳以上の高齢者以外の一般の方の接種スケジュールにつきましては、まず国の方で優先接種の対象とされている基礎疾患をお持ちの方および60から64歳までの方を優先に接種する計画でしたが、5月30日、基礎疾患を持たない人も並行して接種可能とする方針が発表されました。今後の予定としましては、まず高齢者以外の対象者への接種券を送付し、基礎疾患をお持ちの方と60歳から64歳までの方の予約を優先的に受付する予定でござ

ざいます。高齢者分以降のワクチン配分の具体的スケジュールはまだ示されておりませんが、国や県からの情報を注視しながら、7月下旬には高齢者以外の方の接種がスタートできるよう、現在、準備に取りかかっております。

6番目、妊婦や16歳未満の接種に関してどのような対応予定で、その対象者を除いても目標としている接種率70%を達成できるのかのご質問にお答えいたします。まず妊婦につきましては、令和3年3月12日に日本産婦人科感染症学会と日本産婦人科学会からワクチン接種を考慮する妊婦ならびに妊娠を希望する方への提言が出ており、この内容によりますと、ワクチン接種が中長期的な副反応や胎児および出生児への安全性については確立していないとしながらも、接種のメリットが感染症によるリスクを上回ると考えられており、流行拡大の現状を踏まえて妊婦を接種の対象から除外しないとされています。また、5月31日付、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、対象年齢を16歳から12歳以上へ引き下げるとの一部改正の通知がありました。16歳未満の接種に関しては、今後、国や県からの指示を受けての対応となります。目標としている接種率70%を達成できるのかのご質問につきましては、高齢者以外の対象者の接種予約はこれからになりますけれども、接種率は70%を超えるものと考えており、ワクチン接種を希望される方が安全に確実にかつ速やかに接種ができるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

7番目のご質問、変異株や二重変異株等についての情報収集や今後の対応についてお答えいたします。先日、横浜市立大学の研究グループがファイザー社のワクチンが変異ウイルスにどこまで有効かを調べる研究を実施し、その報告によると、現在把握されているイギリス株、ブラジル株、インド株など7つの変異ウイルスについて全てに効果が期待できるとの内容でしたので、現在のワクチン接種が有効であることが分かり安堵しているところでございます。まずはワクチン接種を希望する方に速やかに接種を受けていただくことが最優先としながらも、今後の変異ウイルスにつきましては、これからも引き続き厚生労働省などからの情報提供に注視していく必要があります、国や県の指導の下、必要な対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 丁寧で詳しい説明をありがとうございました。再質問させていただきます。

1番目の申込み手続では当初の電話予約の方が混乱したということですが、これはどこの自治体でも言われていることで仕方ないかなというふうに私も思っておりますが、年齢が若くなってくるに従ってやっぱりインターネットとかの使用率が上がってくると思いますので、今回は電話が80のインターネット70でしたけど、その辺の割合を徐々に変えていくなり工夫をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2番目の接種していただいている医療従事者に関しましては、現在、全て接種の完了している方にいただいているという認識でよろしいでしょうか。接種しておられない方が従事しているという状況であれば非常に危ないなと思っておりましたので、安心いたしました。ありがとうございます。

3つ目の接種率は90%を見込んでいるということで、目標を大きく上回る数字だと思っております。あと、65歳以上の人数が2,624人のうち予約受付が2,196ということでしたけども、残りの400名程度については民生委員などのご協力を得て把握しているということでしたけども、本当に全ての65歳以上の方について連絡がついているのかどうか、再度質問させていただきます。

それと4番目ですけども、大きな副反応は発生していないということでしたので、これも1つ安心いたしました。あと、30分待機と15分待機、普通15分待機ですけども、30分待機にしてもらう場合の判断基準というか、そういうものはどういう基準で行われていたかというのを質問させていただきます。

あと5番目の今後の接種スケジュールですけども、7月下旬を次の65歳以下の方の接種を予定しているということでしたけども、基礎疾患を持っておられる方と60歳から64歳の方を優先するというふうにお伺いしましたけども、変異株に対しても効力はあるという説明でしたけども、感染力が強く、比較的若い世代についても重症化のリスクがあると言われております。高齢者接種より、行動範囲の広い若い世代により早く接種をすることが蔓延抑制になると私は考えております。その辺も含めまして、早急な接種を行っていただきたいというふうに思います。

それと12歳以上に見直されたということについても触れられておられましたけども、その辺の人数が増えることに対してのワクチンの供給等についても、国に対してより早い接種ができるような状況に持って行ってもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

それと私の聞いたところによると、医療従事者等で若い世代の方が接種後にアナフィラキシーまではいかないものの、翌日休みを取るといった程度の副反応が出るということをよく聞きます。その辺の情報も収集していただきまして、若者の接種に対する恐怖を与えたら駄目なんですけども、適切な情報を伝えていただいて若い世代への接種率向上にも努めてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとワクチン接種は進んできてますが、このワクチン接種による抗体の持続期間というのはどのようになっているのか、もし分かっていたら教えてください。インフルエンザというのは季節性があるんですけども、今回のコロナウイルスについては流行期がなく年中感染リスクがあるために、もし抗体の持続期間が短ければ年に何回かする必要があるなど私は思っています。その辺に対しても考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの神細工議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず現在2,196名の方が予約をされておりまして、接種券を交付した2,624人との差の方につきましてですけれども、全ての方に今、予約をされてない方の情報を把握してるわけではございませんが、当初の接種券を交付された中からお亡くなりになられた方もいらっしゃいますし、今、民生委員とケアマネジャーにお願いをされてる方は、もう予約を済まされた方についての支援をしていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。最終的には、今、入院をされている方とか接種ができない機会の方もおられますので、その方につきましては今後65歳以下の方の接種が進む中でも接種を希望されれば接種することができますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

次の質問で、接種後の待機時間の15分と30分の時間の差の判断基準なんですけれども、30分待機をしていただく方につきましては、今までにその方がアレルギー体質であったりとか体調の調子が悪いか、そういうことで予診をされてる先生が、この方については通常の15分から延長して30分待機をなささいという指示を頂いた方について待機をしていただいている状況でございます。

それと、先ほど神細工議員の方から、行動範囲も広いので若い世代につきましても早急に接種の対応ができるようにというご質問でありましたが、先ほど申し上げたとおり、一応60から64歳、そして基礎疾患を持つ方については優先予約という形で予約を優先的に受け付けますが、そのほかの方についても順次予約を受け付けるような体制を取りたいというふうに思っておりますが、しかし接種を進めていくに当たりましては、医師、看護師、それに携わる従事者の確保がまず第一でありまして、ワクチンがあっても医療従事者の確保ができないと接種ができないというような課題もございますので、今現状としては医療従事者の調整に努めているところでありまして、ワクチンにつきましては、具体的にいつどれだけというのはまだ示されておりませんが、予約の状況や多賀町での接種の体制の状況によって国の方に要望してワクチンを配分していただく予定でございます。

若い世代の方のアナフィラキシーショックや副反応が高齢者よりも比較的多く出るというような現状が、今、報告されております。今後の一般接種に向けては、改めて町民の皆様に接種を呼びかける広報等、周知をしていきたいと思っておりますし、改めて若い世代の方ができるだけ多く接種できるように引き続き努めてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思いますし、またご協力も頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと最後の抗体の期間でございますけれども、これについては私の考えをというよりは、今、国の方で研究調査されてるかと思っております。まだワクチンを接種してから1年が経つか経たないかという、世界でもそういう状況でございますので、研究結果、調査結

果がいろいろ今、数か月とか出ておりますが、そういうものが確定していろいろ今後の対応が変わってくるかと思っておりますので、国からの情報をまず最優先に、分かったもの把握したものについて正しい情報と判断しましたら、また町民の皆さんに周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。65歳以上の方について、入院されてる方とかはこれから接種していくということですが、亡くなられた方は仕方がないとして、知らずに受けなかったという方がおられないような進め方をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、若い方の副反応が多いということも情報として受けておられるということで、本当に若い人が怖がることなく接種を受けていただけるような広報活動の方をよろしくおもしろいと思っております。

あと、抗体の有効期間につきましても、今後の状況を見ていただきましてそれに応じて対応していただけるということなんで、そちらの方もよろしくおもしろいと思っております。

以上で最初の質問は終わらせていただきます。

次に、2番目の質問に移ります。

多賀町里づくり魅力化プロジェクトを踏まえて、山間地域への若者の移住・定住に対する施策についてですが、活気ある里山をつくるには里山の魅力や新たな特産物の開発、就業場所の確保など、多賀の平地とは違った支援の仕方があると私は思っています。私の住んでいる川相でも、空き地バンクから、出身地が飛騨高山の30代の家族が来年新築されて来られるというふう聞いておまして、大変うれしく思っております。また、大杉でも週末に夫婦で来られてワサビ栽培をしたいという方もおられると聞いてますので、それらのことを踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

1番目、山間地域の空き地を利用した宅地造成の考えはあるのかどうか。

2番目に、リフォームに高額な費用がかかる、またはリフォームできない空き家に対して解体等の費用拡充の考えはあるのか。

3番目に、山間地域の自然や田舎暮らし、子育て環境などの積極的な情報発信についてお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 神細工議員のご質問にお答えいたします。

多賀町里づくり魅力化プロジェクトは、平成26年度に大滝振興策が始まり、平成27年度より大滝地域活性化事業として大滝地域が直面する複合的諸課題を把握し、課題に対して多賀（大滝）里づくりプロジェクトアクションプランを定め、これを今日に継

承して取組を進めていただいております。

この間、行政主体ではなく、地域の皆様が主体となり、現在の多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議では、19名の委員、また県立大学の学生も会議に参画していただき、熱心に議論、数多くのご意見を交わされながら進めていただいております。

まず1点目の山間地域の空き地を利用した宅地造成の考えはについてであります、この会議の中でも宅地造成のご意見は出ており、大滝地域での人口減少の歯止め、大滝地域に今までお住まいであった若者世代の流出を抑えるためのご意見と認識しておりますが、この会議は持続可能な大滝地域の仕組みづくりが目標で、大滝地域の魅力を見つめ直し、この魅力を情報発信につなげ、大滝地域に住んでみたいと思われる移住、また魅力を活用し地域の活性化につなげ、また様々な課題解決に向けた取組についてご検討いただき、住み続けたいと思われる定住もテーマであります。会議の中でも、昔ながらの地域での支え合い、人と人とのつながりのある優しい地域であることが大滝地域の魅力とのご意見もあり、この魅力に惹かれて自ずと大滝地域に住みたい、住み続けたいと思っただけの仕組みづくりが大切と考えております。宅地造成も移住・定住の手法の1つであります、まずは大滝地域に住んでみたいと思われる魅力づくり、情報発信などのソフト面での取組を進め、ハード面での宅地造成は今の段階ではまだ拙速と考えております。

次に2点目のリフォームに高額な費用がかかる、またはリフォームできない空き家に対して解体等の費用拡充の考えはについてであります、現在、リフォーム、住宅改造に係る支援策としては、住宅リフォーム促進事業補助金、空き家改修費補助金、福祉面での高齢者小規模住宅改造助成事業補助金などがございます。また、空き家解体に係る支援策としては、危険空き家、特定空き家の除却に対しての補助金がございます。議員のご質問の費用の拡充についてであります、リフォーム、解体共に費用が高額であることも承知しておりますが、先ほどご説明いたしました支援策では、それぞれの補助要件、補助率がございますが、増減額のみを申し上げますと、住宅リフォームでは20万円、空き家改修では50万円、もしくは100万円、若者に対しては100万円、危険空き家の除却では50万円、特定空き家の除却では400万円と、個人の財産のこともありますが、支援をさせていただいております。また、本定例会でも補正予算で空き家改修補助金3件分の275万円を上程させていただき柔軟に対応させていただいておりますので、拡充は考えておりません。

次に3点目の山間地域の自然や田舎暮らし、子育て環境などの積極的な情報発信についての考えはについてであります、今年度、多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議では、環境省の環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業の採択を受けておられます。この地域循環共生圏は、地域の特性を生かした強みを発揮し、地域の資源を循環することで自立した社会の形成を目指すものです。多賀町里づくり魅力化プロジェクトを通して、大滝地域の地域資源を生かした活動をされている様々な

人々を結び付ける場をつくり、また企業、大学などとの連携を図りながら中山間地域の魅力を全国に情報発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） どうも回答ありがとうございます。

1番目の空き地を宅地造成というのは現時点では考えていないということでしたけども、現在、藤瀬から上流というのは市街化調整区域外で非常に開発しやすい空き地が多く存在しています。町主導で開発していただき、多賀町以外からの子育て世代向けに安価な宅地を提供できれば、都会からでも広い敷地、自然に憧れ、コロナの中でテレワーク化も進み、転居を考えられて来ていただける可能性は非常に多いと考えています。先に魅力を発信してというような話でしたけども、来たいという方に対して提供できる土地とか家がない状態ではなかなか進めにくいとは私は考えています。その辺を含めて、2番、3番にも関係してくることなんですけども、現在残っている空き家というのはもう茅葺のトタンをかぶせたような空き家が多くて、移住するには改造が必要な物件が多いと私は思っています。解体を助成し更地の宅地にして空き家・空き地バンクに登録するのが買い手としても魅力であると思っております。里づくり魅力化プロジェクトとしては受入れできる物件を事前に準備しておく必要があると考えておりますが、先ほどと重複した質問になりますけども、その点よろしくお願いたします。

それと情報発信ですけども、これも幅広く地元の特徴とかを発信していくということでしたけども、6月1日現在ですけども、空き家・空き地バンクには空き家1件と借地1件の2件しか登録がなかったです。しかしながら、大滝地区には登録されていない空き家や空き地がいっぱい存在します。既に多賀町から出ておられる方も多いと思いますが、そういう方を調査し、積極的に空き家・空き地バンクへの登録を依頼するような考えはございませんでしょうか。

それと、今回の里づくり魅力化プロジェクトの評価指標の1つに、大滝小学校の生徒数の増加というものが挙げられております。小学生の子どもがいる家族の誘致が必須となっているということもありまして、以上述べてきた施策について考えの回答をお願いたします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 質問にお答えいたします。3点ほどの質問かと認識させていただきます。

まず1点目の宅地造成の件でございます。こちら、多賀町の都市計画の方では富之尾までが都市計画、藤瀬より萱原の方、大君ヶ畑の方につきましては都市計画区域外とはなっておりますので、確かに神細工議員が言われるように、宅地造成等については都市計画区域内よりは進めやすいところではございます。ただ、こちらの方につきましては

公設、公の方で宅地造成というお話でありましたけども、確かに民間事業者での開発の声がなかなか上がらない、先ほど申し上げましたように開発が進みやすいような土地がありますが、民間事業者もなかなか入ってこないというのは相応の理由があるかとは思いますが、また一概に宅地造成をしても、人がそこに入っていただける環境づくりというのが今の大滝の魅力をどのように伝えるかというお話で、1つの卵が先か鶏が先かというようなお話にはなろうかと思えます。今の段階では思い切ったような宅地造成という考えでさせていただくのは拙速なところかとは思いますが。

2点目、空き地・空き家とのお話がありましたので、集団での宅地造成ではなく、まず空き地・空き家1件ずつでの準備かというようなお話かとは思いますが。確かに、今、登録の方は賃借、売買等で1件、1件の計2件ではございます。ただ、こちらの方についても、やはり所有者の方のご意向がでございます。そちらの方について、空き家については全くもう手が付けられない状態で登録されるのも、次そこを求められる方についてもその事情が合わないというところもご理解いただき、できるだけ早い時期でのお考えで動いていただきたいというところも考えてはおります。また、空き家の方を解体して空き地というようなところで次につながるかもしれませんが、やはり所有者のご意向というのがそこがございますので、そちらの方については情報の方を提供させていただきながら、できるだけ早いうちにご判断いただくようなことも必要かと思っておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

あと、大滝小学校の生徒数の方についてでございますが、神細工議員のご質問の冒頭にもありましたが、魅力化プロジェクト会議の中では教育部会という教育に関連しての部会を設けていただいているいろいろ議論をしていただいております。その中でもまだ今ご検討いただいているところでございますので、ちょっと申し上げていいものかどうかというのはありますけども、やはりその中で大滝地域については少人数を生かしたような一人一人丁寧に生徒と接するような魅力がある、また地域の方が活動に参画していただいている見守っていただいているという姿もあるということで、その魅力等々をどのように情報を発信していきたいかというようなご意見は頂いております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 回答ありがとうございます。現時点では、町主体での土地の宅地の開発は考えていないということですけども、もう既に何名かは大滝地域に住みたいという意向で来ていただいている方もおられますし、このプロジェクトのメンバーの中でも特に若い世代が一生懸命になって取り組んでもらってます。そういう若者が心配してるのは、やっぱり大滝小学校の生徒数というのをすごく意識してます。徐々に進めていくというのはいいと思うんですけども、並行して住宅の問題は進めていかないと、このプロジェクトは何十年もやるわけじゃないと思うんで、継続的にはやっていくんですけども、1つの区切りとしての判断するのはそう長い期間ではないと思うんで、私も

できれば小学生の子どもをお持ちの家庭に移住していただくというのが一番理想で活性化する材料かなというふうに考えております。その点、もう一度だけ質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 神細工議員が質問されてますように、多賀町にとって若い世代がこの山間地域に住んでいただく、それは喫緊の課題でもあり、早期に対応していかなければならないと思っております。私もこの魅力化プロジェクトの会議も参加をさせていただいて、委員の皆さんの話を聞かせていただいておりますと、特に若い世代の委員はやはりこの大滝小学校の今の現状をよく分かっていただいておりますので、この大滝地域、山間地域に若い世代に定住していただきたいという思いは強いものがあると思えますし、私も直に感じさせていただきましたので、今の段階では定住化ということはこれからしっかりと進めていかなければと思えますけど、空き家、そして空き地の開発については、もう早い時点で、特に民間の開発業者が多賀町のこの山間地域、大滝地域でも住宅建設を進めたいと言ってもらえるような魅力的な、今も課長が言いましたように、やはりソフトの事業、みんなが一生懸命この山間地域を盛り上げていくんやと、そういうふうな雰囲気づくりをやはりしっかりと進めていく必要があると思っておりますし、そしてまた具体的な取組も、今年、国からの予算も取っていただきましたので、そういうことも十分こうやって、ソフトの事業ですけど、やはりそういうことを利用しながら、ソフトから具体的な定住の取組へとつなげていきたいと思っておりますので、また大滝の議員も大勢いただいておりますので、しっかりと議員とともに大滝だけでなく山間地域のまちづくりにも行政としても力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。町長自ら、大滝地域だけでなく芹谷とかも含めまして山間地域の活性化というのは、多賀町にとってこれから取り組んでいく必要がある重要課題だと私は認識しております。大滝とか山間地域の議員もたくさんおられますので、皆さんと協力しながらまた移住に対するいろいろな仕組み等を議員としましても考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内薫君） ここで暫時休憩します。

再開は議場の時計で10時35分にいたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、8番、大橋富造議員の質問を許します。

8番、大橋富造議員。

〔8番議員 大橋富造君 登壇〕

○8番（大橋富造君） 8番、大橋でございます。ただいま議長から通告の発言を許されましたので、一応質問させていただきたいと思います。今回は2項目質問させていただきます。

まず最初に、情報管理についての質問をさせていただきます。

通告のとおり、年度当初に議会に配布されている資料は数百ページに及ぶ予算書ならびに説明書をはじめ、各種議案の資料等の審議に当たる詳細説明書など、年4回の定例会開催や臨時会に合わせました紙ベースでの配布がされてきております。さらに、全員協議会での説明資料や各課所管の資料、一般会計予算書、特別会計予算書の裏付けとなる予算要求シートなども同時に配布され、関係者には都度大変な苦労をおかけしていることと思います。審議に当たっては膨大な資料ではございますけれども、どの資料とも無駄なものは一切なく大変重要な資料ばかりでございます。

しかし、どの自治体でも、コストダウンの一環としてペーパーレス化に向けた検討は年々加速が進んでいるというふうに推測をしております。中でも、各議会議員をはじめ、町執行者、担当者等にコピーの資料、または印刷製本した資料が配られるわけですが、その資料、その用紙、コピー代、印刷費等を鑑みて、毎年多くの資源と公費が使われているわけでございます。ペーパーレス化に向け、書類を電子化することにより、紙の使用量、購入費などは削減ができます。細かく言えば、印刷をしなければプリンターのトナーカートリッジ等の消費も削減できると思います。また、資料によって製本に係る担当者の負担軽減や人件費の削減にも結び付くものです。ご存じのとおり、資料の差し替えがあっても、電子化されているものであれば、紙と比べますと格段に差し替えの作業時間が短くなります。特に議案資料や条例、規則などは既にデータ化をされていると思いますが、例規集など、議場や会議室でも参考に見ることが可能です。

ペーパーレス化ができるならば、リモートワークの導入のハードルも低くなり、働き方改革や多様な人材確保、環境問題への貢献も可能となるものと思います。しかし、今日まで実現になかなか結び付かない理由は何かを真剣に考えるときでもあり、単に端末の費用、電子化された書類の保存に係る費用、自前のサーバーでは管理不能ではないかと、もしくは保守委託での保守サービス等の現状の紙媒体が最少の投資費用なのか、多賀町が今後進むべきペーパーレス化の導入についての検討について、お考えを改めて伺います。

議会でも、今日まで議会改革特別委員会の審議の中でいろいろな面から検討してまいりましたが、執行者側の決断と議会間での温度差、実効性が伴わないからやらないのか、時期尚早なのか、他市町との動向を探られているのか分かりませんが、導入する価値があれば是非の判断をお願いしたいと思います。

そこで、町行政のICT化と多賀町議会における全議員へのタブレット型端末の配備

について町長のお考えを伺います。

まず1つ目は、町行政のICT化への意欲はどのようなのか。

2つ目、導入するに当たっての諸問題、例えば設備費の面とか人件費が増大するとか、費用対効果が薄いと、いろいろと問題はあると思いますけれども、この辺に当たっての諸問題について見解をお願いしたいと思います。

3つ目に、タブレット型端末配布の予算化できる時期は、具体的にできればPDCAで考えを示していただければありがたいですけれども、その辺の時期についてお伺いをしたいというふうに思います。

4番目です。県下19市町でタブレットを持って対応されている行政は多分あると思うんですけれども、身近には彦根市議会等は現実的にやられているとか、大津市議会もそういうような動向で少し前向きに対応されているというような情報も入ってますけれども、この辺の内容について事前に通告で調べておいてほしいというようなことも申しとおきましたので、その辺の見解を分かればお願いしたいというふうに思います。

5つ目に、行政業務全般の多賀町としてのペーパーレス化の考え方ということで、個々の机のデスクワークを見ていただいても一般の方は分かると思うんですけれども、非常に大きなファイルの資料が前にずっと並んでいるというようなことで、シンプルな事務のデスクワークをするような環境にはなっていないというふうに私自身は思います。この辺、できる限り自分のデスクワークの場所を確保するためには、やはりそういった資料をできるだけファイリングは1つの形に納めて、そして環境のいい事務ワークができるようなベースを求めるべきではないかなというふうに思うんですけれども、この辺につきましては町長としての考え方を、一応最後に答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上、5項目お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員のご質問にお答えします。

1点目の町行政のICT化についてであります。

町行政のICT化、電子自治体の推進につきましては、第6次多賀町総合計画においても第7章第1節にありますように、拡大する町民ニーズや行政事務を限られた職員で遂行していくためには、ICTを活用しデジタル化による行政の効率化の推進が必要です。国におきましても、デジタル改革関連法案が可決され、9月1日にデジタル庁が発足し、行政においてもデジタル化がさらに進むものと考えております。

ICT化、デジタル化の推進につきましては、今後、国や県の動向を注視しながら積極的に取組を進めてまいらなければならないと思いますが、デジタル化は全ての問題を解決するものでもないと考えております。情報化社会の進展は効率とスピードが求められており、その意味での利便性は今後さらに高まっていくと思いますが、デジタル化と

言われてもなかなか前に、これがなかなか理解できない私を含めてそのような方もかなり多いものと思っております。

私自身は行政運営の基本は現場にあると思っております。窓口業務、地域での話を伺うなど、対面することで伝わってくるものが数多くございます。デジタル化の推進はもちろん重要ではありますが、不慣れな方でも使いやすい仕組みを作り、全ての町民の皆さんにデジタル化の恩恵を受けていただくように努めてまいらなければならないと思っております。同時に、直接お会いし、目を見て話をするような人と人とのつながりを融合し、町民の皆さんに直に寄り添い、そして便利さ、そして一方では温かさを両立する行政運営に今後も努めていかなければならないと考えております。

次に、2点目の導入するに当たっての諸問題と4点目の県下19市町でタブレットを持って対応している行政については関連するところがありますので、併せてお答えします。

県下の19市町におきましては、確認できております範囲では9つの市においてタブレットや電子会議システムが導入されていると聞いております。運用内容につきましては、各市町で差がございますが、いずれもペーパーレス化を支援する電子会議システムを導入されております。一方で、当町を含めた6町ではペーパーレス化を目的とするタブレットなどの導入については、一部で議論はされておりますが、いずれも導入に至ってはおりません。議会における電子化やペーパーレス化の推進につきましては、行政の側から一方的にお願いするものではなく、議会としても方針を定めていただき、その上で一緒に進めていくべきものと考えております。まずは議会の中でもご検討をよろしくお願いいたします。

次に、3点目のタブレット型端末配備の予算化できる時期は、具体的にPDCAで考えを示せる時期はについてであります。

タブレット端末の導入を含めたICT化の推進のためには、通信環境の構築方法、導入する会議システムの選定や運用ルール決定など要件の整理が必要でありますので、議会の方針が定まりましたら必要に応じた予算措置を行ってまいります。PDCAサイクルにつきましては、運用が始まれば随時改善を行いたいと考えております。

次に、5点目の行政業務全般のペーパーレス化の考え方についてであります。

行政サービス面では昨年度から、国における押印の見直しに伴い、申請手続の電子化、オンライン化が進められており、本町においても順次オンライン化を進めることで、町民の皆さんにとって便利になっていくと同時に、ペーパーレス化にもつながるものと考えております。行政事務面では、内部事務において一部手続を電子化するなど、可能なところからペーパーレス化にも取り組んでおりますが、視認性の面では紙媒体に優位性があり、全てペーパーレス化することは現時点では時期尚早であると考えております。

今後も具体的な運用方法を含めた調査研究を行い、慎重に進めてまいりたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 町長、ありがとうございます。内容的な部分については十分把握されてる中で、今現在置かれている立場からの報告かというふうに思いました。ただ、私も偉そうなことは言えませんが、やはりこの電子媒体について、これから行政としても真剣に前向きに、更にデスクワークの事務を簡素化するという前提でいけば、これは非常に大事なもんやろうなと思います。確かに費用面でいきますと、実際の試算された数字は出てませんが、相当数のコピーの枚数やと思いますし、現実的に1年間私どもに頂ける資料としては、おそらく段ボールに1箱ぐらいい頂いてるんじゃないかなというふうな気はします。それを目を通していくのは非常に難しい問題ですが、やはり議会改革の一環としても、できるだけ次の時代に基づく過程としてはペーパーレス化というのは非常に大事な行政の運営の要ではないかなというふうに思っておりますので、先ほど町長が言われましたような内容につきましては重々理解できますし、その面に向けて、例えば通信環境をどう整えていくかという部分については、まだ具体的に関係所管の中で検討されたような余地はないと思いますけれども、それも非常に大事ですので、1つずつステップアップするように、特に運用ルールについても本当にやればよいという問題ではありませんし、それによって逆効果が出る可能性もありますので、できればこの第6次総合計画の中に基づく指針に沿って、早い時期に多賀町行政としても、多賀町議会としてもその方向に結び付けていけるように、逆に言えば19市町の中でも6町の中でも優先的にやれるような環境づくりを進めていただけたら幸いかなというふうに思っています。どうかその辺、町長が今言われましたように、議会の方針が定まった段階で検討していきたいと、そしてその方向に従った形を議会と行政が一体になって進めていくというような思惑の話をされましたので、それを信用して、できるだけお願いに当たる質問については終わらせていただこうかなと思っています。くどいこと言うてもなかなか前へ進むような問題ではございませんが、今言われたようなことを重々頭に入れて、これから議会運営の中におきましても、議会運営委員会ならびに議会改革特別委員会の中において絶えずこの辺の形については前向きにその辺の話を議長を通じて話しさせていただきたいと思います。どうか、行政、そして議員各位の総意があつてこそこの問題は解決する部分ですし、やっていかないかん課題ですので、お互いにその辺、共通認識を持ちながらやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

2つ目の質問事項の方に入らせていただきます。

滝の宮スポーツ公園グラウンドゴルフ場の管理についての質問です。

グラウンドゴルフ場が開設され、公認コースとしてはや7年の歳月が過ぎましたが、フェアウェイの部分やグリーン周りはそれなりに当初は芝生もあり、個々のコースの難易度に合わせた起伏のあるコースでもありました。しかしながら、開設当初からコース全体の芝生管理面やコース外の部分については造成したままの小石が散乱するなど、利

用者から様々な苦情がありました。特に、コース周辺の芝生がない部分は、造成した当初のままの土がむき出しになっているところもあります。滝の宮スポーツ公園等の維持管理を民間に委託した頃から徐々に芝生がなくなり地肌が見える姿が目につく形で現れ、次第に彦根市をはじめ近隣市町の利用者からも苦情が出始め、利用料が取られている割には自前のスティックやゴルフ球に傷が付くことを恐れ、会員や一般利用者が次第に減少してきました。また、グラウンドゴルフ会員がほかの地域でプレーされた際に必ず滝の宮グラウンドゴルフ場と比較され、文句を聞くことが多くなってきました。

令和2年度はコロナ禍の影響もあり、コースを利用する機会も少なく、あまり問題があっても大きな声を上げる状況でもありませんでした。しかし、令和3年度に入り、連盟役員が少しでも会員が楽しく有意義にプレーができるように自主的な整備をしようとすると、施設の指定管理業者より注意をされたなどというふうに聞いております。施設維持に向け、委託請負費を支払いながらコース全般の芝養生をはじめとする維持管理が不十分なのは残念で、グラウンドゴルフ場を利用されてる会員様や一般利用者には大変申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。私が連盟の副会長を務めた頃には、今の状況は愛好者が楽しめるような施設とは大きくかけ離れてきているように感じております。

これらのことを踏まえまして、次のことについて質問をさせていただきます。

まず1点目、関係者が現地を見ていただいた具体的な感想はどうであったか。

2つ目、日野町、これは大谷公園ですけれども、それとか湖南市の運動公園、関ヶ原グラウンドゴルフ場等、近隣の施設ではどのようなグラウンド管理をされているのか、運営されているのか、その辺を聞きたいと思います。

3つ目に、指定管理業者、株式会社スポーツプラザ報徳に対してどのような管理指導をされていたのか。

それと、現状のことを踏まえまして、今後の対応をどのように報徳に言うていくのかということをお聞きしたいと思います。

まず、この大きな見出しとして質問事項4つについて見解をお願いしたい。それに合わせまして再質問をさせていただきたいと思いますので、その辺、4つの項目をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大岡まゆみ君 登壇〕

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 大橋議員の滝の宮スポーツ公園グラウンドゴルフ場の管理についての質問にお答えいたします。

1点目の関係者が現地を見ていただいた具体的な感想はどうであったかですが、先月5月7日、グラウンドゴルフ連盟の方より生涯学習課に連絡があり、私と担当で現地に行きました。また、上司に報告後、後日、町長、教育長と現場の状況を確認いたしました。雑草処理などの管理ができていないこと、またホールポスト付近は議員ご指摘のとおり芝生がなく地肌が見え非常に状態が悪いことを確認し、早急なる対応が必要である

と指示されました。また、指定管理業者であるスポーツプラザ報徳が来庁し、本社役員が現地の状況を把握され、原状修復を約束されました。

2点目の日野町（大谷公園）、湖南省（運動公園）、関ヶ原などの近隣の施設ではどのような管理運営がされているのかについてお答えします。

日野町の大谷公園グラウンドゴルフ場は建設計画課が、また関ヶ原グラウンドゴルフ場は地域振興課が管理され、両町とも直営で管理されています。芝管理の業務については専門業者に委託されているということです。湖南省の野洲川親水公園については、都市政策課が指定管理により管理されています。芝の管理については、日野町大谷公園では除草剤の散布が年間2回から3回、肥料散布年間約6回から7回、芝の目砂入れ年1回程度の工程内容で管理をされています。芝刈り作業については5月から9月に週2回、それ以外は必要があれば行っているとのことでした。

3点目のご質問の指定管理業者である株式会社スポーツプラザ報徳に対してどのような管理指導をしているのかについてですが、指定管理者制度によってスポーツプラザ報徳に施設の管理運営を包括的に代行してもらっていますが、協定書に基づき業務の実施状況や施設の利用状況について月次報告と年次報告を提出してもらい、管理状況を把握しているところであります。

4点目の現状を踏まえ今後の対応をどのように考えているのか、今回このような問題になったことについて調査確認したところ、業務基準表にある内容が遵守されていないことが判明いたしました。株式会社スポーツプラザ報徳本社へ連絡を取り、状況の確認とこのようになった原因について報告を求めました。本社より担当役員が来庁され、管理について十分でなかったことを認め、スポーツプラザ報徳の責任において原状に修復することを確約されました。修復には約3か月程度かかると伺っております。なお、今回の問題については、今後このようなことが起こらないよう、指定管理者であるスポーツプラザ報徳と定期的に協議の場を設けるなど、管理状況の把握にしっかりと努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、今回の問題提起に伴いまして、株式会社スポーツプラザ報徳から多賀町グラウンドゴルフ連盟に宛てます内容が5月21日付でファックスで流れてきました。直ちに私の方にも会長様の方から直接ファックスを頂きました。内容を見ていると、多分目を通されていると思いますけれども、その具体的な状況についてはまず1つは雑草の除去、そして2つ目に芝生の張替えと、これは剥離箇所という形で書いてますけれども、この2つについて今後、専門業者と調整を図りながら迅速に対応していきたいというような報告をファックスで頂きました。その雑草除去につきましては、先ほど生涯学習課長の方から実際に事例として日野町、関ヶ原とか湖南省の部分について報告されて

おります。多分、この辺の内容については当然、報徳にもその辺の内容については話されていますと思いますが、雑草除去については芝へのダメージがないよう除草剤散布工を複数回実施することで除去できると判断したと、対応としては除草剤散布をして対応していきたいと、そして併せて手抜きによる除草の作業を適時行いたいと、このような話がファックスで流れてきました。内容的には、実施期間としてはこの令和3年度の6月初旬を第1回目の散布として複数回実施いたしますというようなコメントでした。もちろん、有孔芝と土壌への影響を及ぼすことのないように散布量を調整しながらやりたいという内容が補足として付いております。

2つ目に、芝張替えについては剥離箇所という形で、一応業者の見解としては施肥工、目詰まり工での対応は長期間の工期となるため、今回は剥離箇所は張替えを前提として対応していきたいと、そして実施期間は同じく6月中旬から8月中旬にかけて養生の期間を最長2か月か3か月見ながら対応していきたいというような状況でございました。特にホールポスト付近は目に見えるほど地肌が見えて、全くグラウンドゴルフができるような環境になっていないというのは、現地視察していただいた町長、そして教育長も十分理解されていたと思いますけれども、そういうような状況の中で一番問題なのは、公認ゴルフ場として当初発足させていただいた内容のものがいつの間にかこのような状態のダメージになってきていると、これが一番大きな問題ではなからうかなど。それも楽しく遊べる環境であれば誰も文句は言わないんですけれども、そこに利用料を取られていると。もちろん会員制ですから年間会費も含めてる会員もおられますし、1日ごとの利用に対する利用料もあると。利用料を取られながら、誰かが要するにきちんとした管理をせないかんものが、もうほったらかしの状態で、もうなり放題、荒れ放題のままになっておるということで、やむを得ずこういうような状況になってきたということ、5月に入る前に実際に話としてされてきました。

私の方にいくつもの資料があっちからこっちからも苦情が出てきまして、ちょっとした内容を一般質問でしようとしただけで、これも言うてくれ、あれも言うてくれというような内容のもので出てきましたので、少しかいつまんでもう一度改めてしていきたいと思いますが、まず業者の中で令和2年度の芝管理の方法に誤りがあってこのような事態を招いたという報告がされている資料が、多分、担当課長には届いておると思いますが、その中で専門業者と調整を図りながら迅速に対応するという、この文面についてもう一度改めて、どのような調整を図りながら迅速に対応するんかということがもう少し私どもの方では理解できない部分がありますので、少し具体的にその辺、先に答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 再質問にお答えさせていただきます。

専門の業者と指定管理業者でありますスポーツプラザ報徳により、詳細の修繕の工程が上がってまいりましたので、そのことについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず雑草除去につきましては、既に5月30日に除草剤の1回目の散布を終えております。現在は手作業で雑草を抜くという作業をしております。続いて、6月14日より芝刈り作業に入ります。21日、22日にはコース全体のバーチカルカットと砂をまく作業を行います。新芽の促進を図るといような目的でございます。続いて、7月2日から8日までホールポスト付近の芝生がなく地面が見えているところの芝の張替えを行うと確認しております。その部分のみ立入禁止とさせていただきます。全体の臨時休館につきましては、22日火曜日、そして7月2日から8日までとさせていただきます。この内容につきましては、管理者でありますスポーツプラザ報徳よりグラウンドゴルフ連盟の方には連絡を入れていただいております。また、ほかの利用者の皆さんへの周知については、利用制限のお願いとともに工程についての説明を、管理者と生涯学習課の連名で施設に掲示をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） そういった中でもう一つ聞きたいのは、株式会社スポーツプラザ報徳との指定管理委託された内容の中の請負契約書がこういう事態を招いたということに対して整合性のない請負契約書になっとったんか、それとも報徳がそのことへの理解が不十分でお互いに要するにそのことが十分メスが入れられんような状況になっておったんか、その部分もう一度改めて課長の方に伺いたします。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

令和2年度に関しましては、確認をいたしましたところ、業務に不備がございました。その点はスポーツプラザ報徳も認めているところでございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 報徳はその不備に対して何を認められておったというふうに理解していいんですか。それとも契約不履行が何気なしにそのままの状態でいっとったという事で言われてるんですか。その辺、もう一遍お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

芝管理の工程に関しまして、行政から管理者スポーツプラザ報徳へは、年間芝刈りはコースが7回、そしてラフの部分1回という内容でお伝えさせていただいておりますが、管理者の方で令和2年度につきましては、専門業者に委託されているのがコース6回、全面が1回、業者の方に委託されているのが3回でございました。後の部分につきましては、スポーツプラザ報徳が自身で芝刈りの方をやっているという様な答えを頂いております。それから、肥料の散布につきましては行政から管理者の方をお願いしているのは3回でございますが、業者依頼しているのは1回でございました。また、目砂の散

布につきましても一昨年1回お願いしているところが、できていないというような状況でございます。除草剤の散布につきましても年2回でお願いしているところでございますが、できていないというような状況が令和2年度判明しております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 作業日誌ならびに月報等を確認すれば、実際にやられた内容は全部把握できるんですけども、問題はそういった中で契約不履行になってる部分についてそのまま契約の委託業務としての請負で年間数百万円、スポーツプラザ報徳の方に支払いしておるんですけども、これについては最低限、やはりその身に合った状況にすべき契約の内容に変えていくのが当然やと思うんですね。もうしゃあないさかい、それで済まされましたというわけには、多分、町民の税金を無駄にしたような形では納得できないというように思うんですけども、やはりその辺、会員も利用している中において利用料を払いながら実際にやってきてるんですけども、この辺もう少し何か具体的な形で前進するような姿の答えはないんですか。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 先ほど答弁でお答えさせていただきましたとおり、本社より役員の方に来ていただきまして、原状の修復は約束をしていただいております。その間、大変利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、その状況を確認させていただき、その後の判断に結び付けたいというふうに思っております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） もう時間がないので、もう少し致命的な部分について報告します。現在の滝の宮グラウンドゴルフ場は公認コースですか。それとも公認コースじゃない普通のゴルフ場ですか。どちらですか。町の見解を聞きたいと思います。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 現在のグラウンドゴルフ場につきましては、認定のコースにはなっておりません。

以上です。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） そうですね。担当課長が言われたように、スポーツプラザ報徳と請負契約する前の段階で、もう既に公認コースという認定コースからの契約はされてなかったんですよ。それがずっとそのまま7年間、我々は5月21日の調査する段階までになぜということ聞いてみたら、そうなおつた。これはやっぱり怠慢やと思うんですね。町自身が公認コースでもないのに公認コースやというような位置づけで要するに我々は理解してたものが、いざ蓋を開けてみたら違うと。現在もそのままの状態になつとるんですね。もうそれでも仕方ない部分ですけども、やはり公認コースとして広域社団法人日本グラウンドゴルフ協会から認定コースとして受けていくということに

ついでに認識と、今後それに対する維持管理をやはりしてもらわないと納得できるような形にならないと思うんです。この辺、重々分かっていたと思いますけれども、なぜ再契約の形をスムーズにやっていかへんのかなというのがいまだに僕は理解できないんですよね。

それともう一つは、この芝生管理を植え付けた段階から、専門の業者に聞きますと、芝管理をした段階から高額な金は要るんやと、投資せんことには要するに維持管理できひんねと。その中でも私、現物見てきましたけれども、大滝たきのみやこども園の芝生広場、これを見てきますと非常にきれいに維持管理できてるし、その中でも言われておりましたのは、芝特有のラージパッチ病という円形脱毛症みたいな形のものがやはりところどころ芝生によっては出てくるそうですね。それは何が一番大きいかいうたら、水管理ができてくるかできてないかによって極端にその変化が出てくるそうですけれども、グラウンドゴルフ場はその円形脱毛症のような現象以前にもう既に剥げているというか、要するに芝生がないというような状況ですので、これはやっぱり問題解決の糸口としては応急的に今回やっていただいたとしても、後の維持管理をどうすべきかということ、やはり生涯学習課を中心に投資をしながら、本当に望ましいグラウンドゴルフ場になるように仕向けていただくように努力していただけないかなというふうに思います。まずこの辺だけ見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） お答えさせていただきます。

今後につきましては、管理者もですけれども、生涯学習課の方も定期的に施設を現場に確認に行くよう、町長、教育長からも指示を頂いておりますので、生涯学習課も指定管理業者に任せきりにするのではなく、住民の皆様の声をしっかり聞き対応をしてみたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） よろしくお願ひいたします。その中でもう1件聞いておきたいのは、やはり今、グラウンドゴルフ場は応急的な処置をされますけれども、あれだけ広範囲の部分ですので水やりが非常に時間もかかるし手間が要ると。できれば、年間の維持管理する中において、やはり埋設されたスプリンクラーを付けて更に良くする環境を仕向けるような努力も必要やと思いますので、この辺、次年度の予算の中におきまして予算化するなどして、設備投資をできるような工夫をお願いできんかなというふうにご要望しておきたいというふうに思います。

そして最後になりますけれども、今言いましたように、社団法人との契約が切れてますけれども、これはもうやらないんですか。やるんですか。そこの見解をもう一度確認したいと思いますので、どうなんですか。公認コースとして社団法人に申請をもう一遍し直して、やるんか、やらへんのか、そこの見解を下さい。

○議長（竹内薫君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 認定コースにつきましては、現在、県内に12のグラウンドゴルフ場が申請をされております。私ども滝の宮スポーツ公園も、オープン当時、26年度につきましては、5年間の形で5万円の負担金をお支払いして認定のコースという形で周知をさせていただいておりました。5年経ちまして、利用者につきましてはあくまで地元の皆さんを優先的に使っていただくようなグラウンドゴルフ場として考えております。広く周知していただき、いろんなところから来ていただくグラウンドゴルフ場として運営していくような方法もございますので、その辺につきましては、町の方もしっかりと考え周知していき、認定のコースとして周知し、県内、町内外問わず、いろいろといろんな方面から使っていただくグラウンドゴルフ場として運営していくのか、地元の皆さんに心地よく使っていただくようなグラウンドゴルフ場として、あくまで認定コースとしては申請せず運営していくのか、その辺のところは今後検討してまいりたいと思います。しかしながら、管理運営面については、どちらにいたしましてもしっかりと努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 認定コースとしてやるかやらんかという部分について、まだ路頭に迷うておられるような状況が感じられますけれども、7月になりますと犬上3町と一緒に中日杯が含まれておりますけれども、これは認定コースですから、当然、そこで受けられると、それがなければもう全然話なしにほかのところで行ってもらえないというふうに思っております。ここは平成31年9月30日で契約が切れてますので、それ以後どうのこうのいうたって日が経ってますけれども、やはり認定コースとして広く外部に認められるようなコースづくりをするのが前提やと思いますので、消極的にならずに前向きに早期に解決策として対応をお願いできるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。やはり多賀町の信頼と質疑があって、本当にいろいろな方から問題を提起されてますので、やはりこれは早く元の鞘に戻すべき努力をやっていただくのが筋道やと思いますので、どうかどくなりますけれどもよろしくお願いしたいというふうに思ひまして、一旦質問は終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口久男です。私は、6月第2回定例会に当たり、大きく次の3点について一般質問を行います。

まず第1は、行政のデジタル化推進の問題についてであります。

ご承知のように、デジタル改革関連法案が与党などの賛成多数で国会で可決をいたしました。菅首相は、コロナ禍で行政のデジタル化の遅れなどの課題が浮き彫りとなりデジタル化を推進しなければならないとして、この関連法案がデジタル化社会を実現する

ことであらゆる問題を解決するかのように述べております。デジタル化の推進により便利になる部分もありますけれども、地方自治権の侵害や国民生活への影響、個人情報などプライバシーにかかわる問題が山積をしております。デジタル関連法は行政が個人情報を集積し、民間事業者等に開放し、利活用しやすい仕組みにするものであります。個人情報一元化による地方自治体の個人情報保護の緩和、自治体が独自で行う施策の制限などの懸念も指摘されております。国が進める行政のデジタル化推進の問題点について伺います。

①、現在、多賀町の情報システムは6町クラウドで共同利用しておりますが、国が行う情報システムの標準化、共同化、集約化でどのようになるのか。

②、多賀町では子どもの医療費の無料化、出産や育児に対する助成など、様々独自の支援策を実施しておりますが、国が定める情報システムの標準化により、町独自のこうした住民サービスや独自施策の拡充が抑制をされるのではないかと懸念をされますが、どうなのか。

③、オンライン申請などにより、窓口での対面サービスが低下するのではないのかという懸念もあります。その点についてお伺いをいたします。

④、個人情報保護よりもデータの利活用が優先されて、個人情報の漏洩の懸念について。

以上、答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、現在、多賀町の情報システムは6町クラウドで共同利用しているが、国が行う情報システムの標準化、共同化、集約化でどうなるかについてであります。国が進める情報システムの標準化などは、現在国から示されているスケジュールでは、令和4年度中にアプリケーション開発の各事業者が国が示す指標に基づき標準準拠システムの開発を行い、令和5年度から各自治体が順次移行を進め、令和8年度には原則全ての自治体が標準準拠システムを使用することとなっております。また、現在運用している6町クラウドはその協定期間を平成27年10月から令和7年度末までとしており、国の示す標準準拠システムの移行時期とも時期が合うことから、国の示す地域情報プラットフォームに示される17業務については令和8年度に標準準拠システムへの移行を進めるのが妥当で、そのほかの業務については検討が必要と考えております。移行については少なくとも6町で足並みをそろえ対応していく必要があり、6町クラウド運営協議会において慎重に議論を重ね方向性を定めていきたいと考えております。

次に、2点目の多賀町では子どもの医療費無料化、出産や育児に対する助成など独自の支援策を実施しているが、国が定める情報システムの標準化により町独自の施策が抑制されるのではないかについてであります。町で実施しております補助・助成制度に

については全てがシステム化されているわけではありませんが、基幹系システムが国の定める標準準拠システムに移行したことによって制度を変えなければならないということは考えておりません。標準準拠システムに必要な機能が搭載されていない場合は、標準準拠システムの一部を改修し、また既存のシステムの継続利用など必要な措置を講じて補助・助成制度を継続する考えであります。

次に、3点目のオンライン申請などにより窓口での対面サービスが低下するのとはついてありますが、行政手続のオンライン化が進んでも、やはり窓口での業務がなくなることはございません。窓口での業務は対応の件数ではなく、お一人お一人に親切丁寧に対応することが行政サービスの基本であり、今後もこの基本を心がけ窓口対応に努めてまいります。

次に、4点目の個人情報保護よりもデータの利活用が優先され、個人情報の漏洩の懸念はについてありますが、個人情報の保護は行政サービスにおいて最も遵守されるものであり、データの利活用においても個人情報の保護を損なうことがあってはならないものです。デジタル改革関連法案において個人情報保護法が一部改正され、従前より規定されておりました匿名加工情報に加えて仮名加工情報が位置づけられましたが、いずれも個人を特定することができない状態に加工したデータでありますので、仮に提供先から情報が漏洩した場合も、個人の利益、権利が侵害されることはないものと認識しております。今後も国の個人情報保護委員会から示されるガイドラインを確認しながら適切な管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私はデジタル化の推進というのは、当然、国民や町民に対して便利になると。以前は私も、50年ほど前にアナログからデジタル化に変わったときに、通信分野でアナログをデジタルに変えてすごいスピードで情報が伝達される、あるいは演算処理がものすごいスピードでされるとか大量のデータが瞬時に送られるというそういう技術を見て、やはりこのデジタル化というのはこれからの将来、国にとって非常に必要、国民にとっても必要だという、それは当然ですし、民間においても今、かなりのデジタル化の恩恵を受けて国民の暮らしがかなり便利になったということについてはもう否定するものではありません。

しかし、今現在、政府が進めておりますこのデジタル化の推進の中で非常に僕が懸念するのは、個人情報の問題、プライバシーが本当にしっかり守られるんかどうかという問題だろうと思います。今、多賀町でも個人情報保護条例というのがありますけれども、その個人情報保護条例を読みますと、かなり厳しくプライバシーとか個人情報が規定をされておる。しかしながら、今回このデジタル化が推進されると、データをオープン化する、匿名加工でその個人情報を使うようにする利活用せよとそういう基本方針になっておりますので、例えば多賀町が持っている様々な個人情報を利活用される、確かに匿名情報、オープンデータ化はされるけれども、そのデータを利用される懸念がある

ということで、各界から個人情報というプライバシーの侵害になるのではないのか、そういう懸念があるわけですので、多賀町はこれからデジタル化を進めるに当たって個人情報の問題についてどのように考えるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 個人情報等の考え方についてのご質問の趣旨かと思えます。

個人情報、今回の法関連での個人情報の件でございますけども、こちらの方につきましては、現在、個人情報保護に関するものにつきましては、国と民間によってもかなりの差異がございます。個人情報関係のが3法ありますが、これを今回1法に統合し、同じ規律を適合していこうという考えのものでございます。

今、山口議員もお話がありましたけども、多賀町の個人情報の保護、こちらについては国にかなり準じておりまして、厳格なものでかなり近いものであります。全国の自治体の中ではかなり厳格に定められているところがあり、そのような状態では民間の方に情報活用ができないところから一部緩和、逆に国の示すものに準拠していないものについては逆にもっと底上げをしていこう、もっと国に準じたものにしていこうということで、全国的に一律の下で個人情報の運用を整えていきたいと思います。この中で、多賀町におきましても、先ほどご答弁させていただいたように、今後、国全体での考え方に準じながら個人情報の保護については努めてまいる考えでございます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私もこの質問に当たって、多賀町の個人情報保護条例を読みました。その中で第9条に、「実施機関以外の者に対して通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合、これにより個人情報を提供してはならない」と書いてるんです。つまり、インターネットとかそういう関係で多賀町が持つてるそういう個人情報を提供してはならないと、昔で言う電子計算機と書いてコンピューターですね。それから通信回線はデータ回線のことです。このデータ回線とかインターネット等、そういう情報機器を通じて個人情報を提供してはならないと書いてるんですけども、今回のデジタル化につきましては、こういうオープンデータ化によってインターネット、あるいはデータ回線を通じてそれを利活用する仕組みができておりますので、この点について抵触するのではないのか、もし仮にこのデジタル関連法で多賀町に個人情報の変更を求められたときに、こういう情報は変更しなければならないということになるのではないのかというふうに懸念しておりますけれども、この点についてどうかお聞きします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） お答えをさせていただきます。

確かに第9条にそのようなことが書いておりまして、それを基に多賀町の例えば戸籍であるとかというような個人情報については、外部のインターネットとはつながってお

りません。ただ、議員おっしゃるように国とはつながってますので、それがこの第9条に抵触するのかどうかというのは、今後、議論を見ていかないといけないのかなと思っております。あくまでも国と自治体がつながって情報を共有することによって便利な社会をつくっていくということが大前提でございますので、それは国と歩調を合わせてやっていくべきものということで現在は考えております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 多賀町は6町クラウドでやっております。6町クラウドの中に基幹システムと、それから内部情報システム2つがあるんです。その基幹システムの中に、例えばコンビニの交付というのがあるわけですね。コンビニで例えば住民票とか印鑑登録ですか、様々なことを交付することができるというふうになっております。最近、何年前でしたか忘れましたが、それができたわけですね。そのときにコンビニでマイナンバーカードを持って行って、役場へ来なくてもコンビニで住民票とかあるいは印鑑証明書を交付することができる、これはインターネットを通じてやるわけですね。直接クラウドに、多賀町を経由せずに直接例えばそのコンビニ、セブンイレブンとかあるわけですが、そこでインターネットにつないで交付を受けるわけですね。そのときに、先ほど申し上げた第9条とかに、私ちょっとこれどうなのかなと気が付きませんでしたけれども、この条項が残っている、この条項に対してこのコンビニ交付のことがオンラインでできますので、抵触というか、条例の改正をすべきかなと。私は分かりませんよ、これに抵触するか分からんけども、実際よく読んでみますとそういうことだろうと思うんです。これが国と地方自治体の関係で、もっとでかくなるわけです。かなりこれだけじゃなしに様々な情報を国が管理できることになりますので、例えば一例を申しましたけれども、こういうことにこれが更に拡大されるということになるので、この点について私、この多賀町の個人情報保護条例を見たときにそれに抵触するのではないのかなというふうな感じがしましたので、もし仮にそうであるならば、この個人情報保護条例第9条の変更というか条例改正をする必要があったのではないのかなという感じがするんです。これはあくまで私の見解ですけれども、これは税務住民課長お願いします。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

確かにマイナンバーカードを使ってコンビニからいろんな住民票、印鑑登録もできますけれども、その回線につきましてはインターネット回線ではございません。専用回線で自治情報センターの方にそれぞれにオンラインを結んでおりまして、その回線でそれぞれの証明書を出すということになっておりますので、それは閉鎖された形での自治のオンラインシステムというふうになっておりますので、インターネットとは別回線ということになっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 断りますけど、第9条ではインターネット回線の方は書いてな

いんです。私、インターネット回線と言いましたけども、専用線の場合もありますので、このいわゆる電子機器、通信回線によって情報を提供してはならないと書いてるので、ちょっとこれ時代が大分前と変わってますので、個人情報保護条例ができたときはかなり前の話ですので、データ回線、専用回線であったとしても、そういう外部との情報収集、提供をしてはならないと書いてるので、これにひょっとして抵触するのではないのかなという感じを私はしましたので申し上げたわけです。

○議長（竹内薫君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

基本的には先ほど申しましたように、それぞれの自治体と国・県とで情報を共有し、それぞれの形で結ばせていただいております。今の個人情報保護の関連から不具合が出る部分につきましては、また条例を見直しながら、またそこら辺きちっと整備等を検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 次に、情報システムの標準化の問題についてです。これ、具体的に先ほど企画課長の方から答弁がございましたように、その標準化によって多賀町独自の施策は影響されなというような形の答弁だったと思います。ただ、私、地方公共団体システムの標準化に関する法律の概要というのを読んでみましたら、地方公共団体のシステムの標準化と書いてるんですけども、この中に、今、多賀町では6町でシステムを構築しているわけですね。今後、この地方公共団体の情報システムの標準化がされると6町クラウドがどうなるのかという話ですね。今でも6町クラウドで、例えば多賀町独自の施策の拡充、例えば子どもの医療費の無料化、今現在、中学校ですけれども、これを高校まで拡充をしたときに、クラウドのシステム改修をせんらんわけです。いわゆるカスタマイズするということなんですけれども、独自の仕様変更ですね。カスタマイズをするときに、私ちょっと聞きましたら、多賀町独自でやるとなると簡単にできませんよという話でした。なぜかという費用がかかるわけですね。システム改修すると費用がかかると。だから、これは正確かどうか分かりませんが、例えば6町の中で2町とか3町が一緒になってやるというならばある程度できるかもわからんけれども、クラウドの関係でシステム改修するときに町独自の施策が制限されるというか、できにくくなるのかと。これがガバメントクラウドになると、かなり国のシステムが標準化されるので、独自のカスタマイズしたときに、果たしてそういう施策をしようとしてもシステムの関係上でできないか抑制されるのではないのかなという懸念があって先ほど質問したわけですので、その点についてもし分かれば答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 今のご質問の件でございます。今、標準準拠システム等々に移行しても、それ以外のものにつきましてはまたそのアプリケーションが開発事業者、

追々そこに各自治体の方が選択しながら利用していくわけですが、そちらの方にある程度の伸びしろと申しますか、許容範囲の改正ができるようなところがあるであろうとは見込んでおりますが、仮にそちらの方がどの程度のものかという話はそのときにならないとしっかりと今お答えすることはできませんけども、少なかれ、国標準システムから出力されるデータを連携してまたサブシステムというものを構築しまして、その制度については継続できるように取り組んでまいります。先ほどご質問にもございましたけども、6町クラウドでも基本的に標準の仕様で運用しており、町の施策がシステム上の理由からできていないことはないというふうには確認しております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） いわゆるできるということで、よろしいですね。それは確認しておきます。6町クラウドができたときに、カスタマイズを抑制するというようなことが書いてました。私もその当時、議論しましたけど、その当時あまり詳しく分かりませんでしたけれども、勉強したら6町クラウドの意味は何やというたらカスタマイズを抑制するためだと。つまり、町独自の施策をできるだけ抑えてやるみたいな話がありましたので、これがかなり標準化されれば、国の鑄型にはめられてそれ以外のサービス、住民サービス、独自のサービスのカスタマイズができにくくなるという感じがしましたので、今現在でも6町でもそういうことがあったということ、私の記憶で何年か前に議論したかどうか覚えてませんが、カスタマイズを抑制するというのが書いてましたし、それはなぜかというコストを削減すると。システム改修するとなるとかなりの費用がかかりますので、そういうようなことだろうと思いますので、その点についてそれはないというならばそれは結構かと、十分町民のサービスに寄与するということがあるならば、それはそういう答弁を確認しておきます。

以上です。それで答弁をお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 今、山口議員のおっしゃられるとおりでございます。現在設けております補助、助成制度につきましては、やはり住民のためにというところで進めていただいているところでございます。システムの方の標準化されたということでその制度がなくなるということではなく、そのまま継続できるように努めてまいるということでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それから、窓口サービスの件です。これからデジタル化が進んでオンライン申請がされる可能性が益々進められると、そのことは便利になって、人によっては窓口に来なくても様々な申請手続がオンラインでできるということについては、それはもうそれでいいかもわかりません。しかし、ただ、そういうオンライン申請ができない方、例えば高齢者の方とかオンラインを使っておられない方、いわゆるデジタル

デバインドと言われるそういう状況ですね。デジタル格差が起こらないようにするために、やっぱりできるだけ、さっきの町長の答弁がございましたように、対面でちゃんとやると。そのいろんな相談事も、やっぱり対面でないとなかなか分からない部分があるので。オンライン申請だけではなかなかもう一方通行みたいな形になりますので、やはり町民の皆さんと対面でできるだけそういうことをやれるようにすることが、デジタル化社会が進む中でまさにこれは必要なことではないのかと、特に行政の立場から。民間は別かもわかりませんが、民間でしたら簡単に銀行の残高を口座でオンラインですぐインターネットで見ることができる、しかしながら町とかそういう行政機関というのは住民の対面が私は大事だと思いますので、その点についてそういう対面を住民サービスのために窓口サービスをデジタル化によって縮小されないようにしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほど町長の方の答弁にもありましたように、やはり現場主義、この理念に基づいて町職員の方についても人と人のつながり、こちらを基軸としたような事務の方を進めさせていただくということでご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 次、2つ目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍から高齢者の命と健康を守ることにについて伺います。

1年以上続く新型コロナウイルスの感染の影響により、高齢者などが自粛生活を余儀なくされています。特に高齢者は感染すれば重症化しやすいことから極力外出を控えており、認知症の進行、あるいはストレス、物忘れなどが心配をされます。私もあちこち回らせてもらおうと、本当に自粛疲れ、もう家にいてなかなか外に出られないという高齢者がたくさんおられる、そういう中で高齢者の命と健康を守ることにについて以下の点について伺います。

①、高齢者の行動様式の実態と対策について伺います。

②、とりわけ元気な高齢者などが利用できる体操教室などの利用促進の対応はどうか。

③、コロナ禍による感染の不安から、訪問介護、施設介護の利用控えがあるが、介護保険の利用状況はどのようになっているのか。

④、介護施設、高齢者施設などへのPCR検査等々、こういった検査体制はどうなっているのか。

⑤、利用抑制により介護事業者、高齢者施設が減収となっておると聞いておりますが、これに対する支援策はどうか。

⑥、高齢者へのワクチン接種の現時点の接種状況、これにつきましては先ほど神細工議員の方からの質問がございまして答弁がございましたけれども、接種状況、接種されてない方についての今後の対応、そして個別接種、多賀町では個別接種は今のところそ

の対応されていないようですけれども、個別接種を求めておられる高齢者もおられるというふうに聞いておりますので、個別接種の考え、以上について答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員のご質問、コロナ禍から高齢者の命と健康を守ることについてお答えいたします。

まず1点目、高齢者の行動様式の実態と対策はのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、老人会やサロン等の活動や事業が休止となった集落があり、高齢者が集まる機会などが少なくなってしまったのは確かです。昨年の春は新型コロナウイルスの詳細が十分分からず、介護予防事業をはじめ地域の事業や集まりもほとんど中止になっておりましたので、福祉保健課と健康づくり推進協議会から、家で過ごす時間が増える中で健康を保つためにできることをテーマにチラシを作成し配布し、また地域包括支援センターにおいては高齢者向けに、自粛生活でも自宅で体操をしたり、ご友人や離れて暮らすご家族との電話など、交流を続けていただくことを啓発および推進してまいりました。

また、社会福祉協議会と連携した中で地域でのサロンや通いの場を担ってくださっている福祉会等のリーダーの皆さんには、代表者会議などを利用し、サロンなどの場における新型コロナウイルス感染症の予防対策のポイントや活動を実施する際の注意点などをお伝えし、コロナ禍での活動の情報交換の機会を設けてまいりました。

幸いなことに、当町におきましては農村地帯でもあり、獣害の課題もありますが、野菜や花の栽培や米づくり、草刈り作業など、元気な高齢者の方につきましては活動の場が身近にあるため活動的にお過ごしですが、特に独り暮らしで虚弱な高齢者については、今後も地域包括支援センターおよび社会福祉協議会の職員や地域の民生委員の訪問による安否確認や相談窓口となることが必要で、引き続き支援に努めてまいります。

2点目のご質問、元気な高齢者などが利用できる体操教室などの利用促進の対応はについてお答えします。

介護予防事業のふれあい教室や足腰シャキッと教室への利用については、広報たがで教室の紹介や参加者の募集を、また一部の教室については対象者の皆様に個別通知でご案内をさせていただいております。現在のコロナ禍の中、感染予防対策を講じ、限られた空間で多くの参加者を募ることができない事情もあるため、地域包括支援センターでは介護予防体操を普及していただける地域のリーダーを養成し、各地域で少人数でも体操ができる住民主体の活動の場が少しずつでも増えていくよう取り組んでいるところでございます。

3点目、コロナ禍による感染の不安から、訪問介護、施設介護の利用控えがあるが、介護保険の利用状況はどうかのご質問にお答えいたします。

当町での令和元年度と令和2年度の給付実績から分析してみますと、コロナ禍であっ

た令和2年度は訪問介護についての給付実績は令和元年度よりも増加しており、利用控えが全くないとは言えませんが、大きな影響はなかったと考えられます。令和2年度の給付実績が減少した主なサービスは、施設介護サービスの中では介護老人保健施設サービスであり、また居宅介護サービスの中では通所介護サービスが大幅な減少が見られました。通所介護サービスは、昨年度初めて新型コロナウイルス感染症が感染拡大した際に、感染の不安のため利用を控える利用者や家族がおられたようですが、現在は感染対策が徹底され、感染不安を理由に利用を控えている利用者はほとんどない状況と確認しております。また、通所介護サービスやショートステイなどについては、利用者に微熱があったり風邪症状があったりした場合は、感染予防のためサービスが利用できないことが徹底されている状況もあるので、利用控えというよりは体調の加減で利用できないケースもあるようです。

4点目のご質問、介護施設、高齢者施設などへのPCR検査はどうかについてお答えします。

緊急事態宣言の対象区域に属する特定都道府県等においては、令和3年3月までに感染多数地域における高齢者施設の従事者等のPCR検査を計画的に実施するよう厚生労働省からの要請が出ており、その後も感染状況により定期的な検査を実施することが求められています。当町におきましては感染多数地域ではありませんので、介護施設、高齢者施設などへのPCR検査は、感染拡大してない現時点においては職員の負担も大きく行政検査にも影響を与えるため、実施については考えておりません。

5点目のご質問、利用抑制により介護事業者、高齢者施設の減収となっているが、支援策はについてお答えいたします。

現在のところ、町内の介護サービス事業所から利用抑制により減収になったとの相談報告は受けておりません。しかしながら、介護サービス事業所においては、日々新型コロナウイルス感染症の徹底した感染予防対策を講じるため、アルコールなどの消毒薬やマスクや手袋などの衛生消耗品を多数準備していただき、また職員の皆様においても感染予防のため長期間公私共に緊張した生活を送っておられ、そのおかげで当町の介護施設からクラスターが発生することなく現在に至っております。このようなご苦勞を頂いている事業者への支援として、先日の臨時議会で議決を頂きました一般会計補正予算の中で、多賀町新型コロナウイルス感染症福祉事業所等給付金および多賀町新型コロナウイルス感染症福祉事業所等職員給付金として、町内4つの介護サービス事業所および介護に従事する職員の皆様に対し給付金を支給させていただく予定でございます。

最後の6点目、高齢者へのワクチン接種の現時点の接種状況と個別接種の考えはについてお答えいたします。

当町における高齢者のワクチン接種につきましては、先ほどの神細工議員のご質問に対しての答弁のとおりでございます。なお、高齢者の個別接種につきましては、医療機関の協力が得られないと実施ができません。現時点では、通常診療を実施しながらのワ

ワクチンの予約や管理などの観点から、町内の診療所では個別接種の実施については今のところ困難な状況とお伺いしており、今後、使用するワクチンの種類が多様化し、事務的な手続やワクチンの温度管理等も含め可能性が見いだされれば、個別接種に向けても前向きな検討ができるだろうと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） ここで暫時休憩します。

再開は議場の時計で13時00分、午後1時から再開をいたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、山口議員、続きをお願いいたします。

○10番（山口久男君） それでは再質問をさせていただきます。

私もこの間、高齢者の方々のお家を回らせてもらったり、いろいろ相談受けたりしますと、この1年間ほとんど家を出ないで、先ほど最初の質問で申し上げましたように家の中に閉じ籠っておられると、コロナの関係でもし移ったらもう大変やという方がたくさんおられて、ある方は2、3日人としゃべったことないという方もおられるんですわ。これはもう大変やなど。もちろんコロナも大変やけども、そういう自粛いうか、コロナの影響で体の調子も悪くなったり、ストレスがたまるとか、それから高齢者の方ですので、あんまり外へ出ないとフレイルになるような懸念もあると。本当にこれからどうなのかなという、私はほんまに高齢者を回って、もちろん高齢者だけではありませんけれども、とりわけそういうコロナの影響をもろに受けておられるのは高齢者の方かなと。特に独り暮らしの方、もちろん障害者の方もそうかもわかりません。そういう方々に対してどうやってケアをするのかというのがこれから課題かなと。もちろん、コロナが終わった後もどうなるかも含めてですけども、その点について先ほど福祉課長の方からご丁寧な答弁を頂きましたけども、今後どうしたらええのかと、取組状況、対策、その点についてもう少し詳しく答弁いただければというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

現状としましては、山口議員がおっしゃっていただいたように、コロナでいろんなことが自粛され、高齢者は特に体を使わないということで心身共に持ってらっしゃる力が衰退する傾向にあるというような課題は私どもも認識をしております。ただ、これ今、ワクチン接種が2回完了しました折には、また地域でのサロン等を再開したいというような地域のリーダーたちのお声も強く聞いておりますし、感染対策をしっかりとった上で今まで自粛されてたとか事業を少し縮小されて地域の活動をやっておられたところも、

今後はワクチン接種がきちんとある程度の規模できれば、これから今までどおりのまた活動の再開に向けてやっていきたいというふうに先日の福祉会の代表者会議の方でもたくさん声を頂いておりましたので、そこら辺をまたご支援していきたいというふうに思っております。また、そういう活動につながってない方も、当然、町内にはおられますので、そこら辺につきましては、独り暮らしの高齢者の方がおられる地域におきましては、まずは隣近所、あるいは地域の民生委員、福祉会等が、私どもも含めてですけども、訪問をするなり、いろんなことでお声がけをするなり、安否確認をするなど、そういう形で対応を、支援をしていかないといけないというふうにも思いますし、地域にもそういうご協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 地域によってはもちろんサロンとか老人会を控えておられるところもありますし、小さな集落等ですと体操教室とか独自にサロンを行って、できるだけこういった方々をサポートされてるところも様々ですけども、今後大きな字とかどうするのかと。この前も聞きましたら、大きな字はなかなかできないと、人数の関係でということがありますので、今後の課題かと思えますけれども、やはり介護の問題も含めて、この状況を打開するために何らかの対策が必要かなというふうに思いましたので、今の課長の答弁でそのとおりだと思いますけれども、今後もう少し具体的な対策を進めていただく、あるいは指導してもらおうとか、こうしたらどうやろうかと提案をしてもらうということが大事かなと思います。

それからもう1点、先ほど介護保険の関係で、デイサービスとか訪問サービスの利用控えのことでお尋ねをしましたが、実際あまり利用控えがコロナの影響であるかないかはっきり答弁されたことについて不明確でしたので、もう一度お聞きをしたいということです。

ついでにまとめて言いますが、この臨時議会で令和2年度の介護の給付が何千万円でしたか、4,000万円か5,000万円予算に比べて減っていると。つまり利用が減った、介護サービスとか特に訪問介護サービスが減ったのか分かりませんが、その具体的なところ辺をもう少し分析をする必要があるかなと思うんです。その辺について、その後どのように分析をされているのかお願いしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、コロナ禍において介護保険のサービスの利用控えについてのことですが、先ほど答弁させていただきましたように、訪問介護につきましてはご質問で利用控えがあるというようなことでしたけれども、訪問介護、ヘルパーがお家の方に行かれて支援をするサービスですけども、こちらの方は令和元年度よりも2年度の方が給付実績が多かったので、利用控えはなかったというふうに理解しております。ただし、一部の利用

者につきましては、外から支援に事業者が入ってくるのを、すごく感染のことを不安に思われて期間中使われておられないという方も私の方で1件は把握をしておりますが、全体に言いますと利用控えはなかったというふうに先ほどご答弁させていただいたところ です。

利用控えというか利用が少なかったものにつきましては、通所介護サービス、要するにデイサービスとショートステイのサービスについては利用が少なかったということでございます。デイサービスについては、去年の4月、5月、6月ぐらいの新型コロナウイルスの感染が初めて拡大してきたということで、感染対策あるいは施設の受け入れる側の設備とかそこら辺も十分ではなかったということで、事業者側が利用を控えていただいたりとか、あるいは利用する側の方も心配で利用を少し控えておられたとか、体調がちよつとでも37度ぐらい熱があると、通常でしたら今までは利用できてたものが、コロナの感染のおそれがあるということでちよつと利用を控えてくださいというような、デイサービスとかショートステイの方はそういうことが多かったということで、去年の令和2年の4月、5月、6月くらいには少し利用が少なかったですけれども、今はもう既にそういう状況はないということで事業所に確認を取っているところでございます。

令和2年度の給付の実績ですけれども、通所介護、今申しましたデイサービスについては1,200万円弱、そして短期入所、ショートステイについても500万円ほど、そして施設介護の方で2,700万円ほどの給付実績が、今のは訂正いたします。今申し上げたものが令和元年度よりも給付実績が減ってるというような状況でございます。ちよつと分かりにくかったです。もう一度申し上げますと、通所介護、ショートステイ、それと施設介護の方ですと、介護老人保健施設と療養型の医療施設サービスについて令和2年度は元年度に比べると合計で4,000万円ほどの実績が減というふうになったということでございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） もう時間ありませんので、大体今ので分かりましたが、先ほど第1回の答弁で多賀町の高齢者施設でのクラスターは起こってないと、だからPCR検査はあまりされないみたいな形ですけれども、確かにクラスターは起こってないと思います。しかし、職員の方とかやはり感染しやすい状況です。もし感染したら、それこそすぐにクラスターになってしまう可能性があるのです。やはり職員の方、特にホームヘルパーの方とか職員の方、もちろん入居者の方含めて、やはりPCR検査というのは必要かなと。全国でもかなり今、PCR検査等々が進んでおりますけれども、多賀町では今のところ感染者が少ないというようなことからかもわかりませんが、検査があまり進んでないと。やはり検査することによって安心できますし、対策も打てるのではないのかなという感じもします。その検査体制の充実について、もう一度特に、今、高齢者施設、高齢者の入所者も含めて、そこに働いている職員の方の検査を拡充する、

広める考えはないのかというふうに思います。ただ、私もちょっと聞いたらまだされてないということですので、した方がいいかなというふうに思います。ただそこで移ってないにしても、例えば他市町で感染されている可能性もあるということかも知れませんので、その点についての検査体制をもう少し拡充するように県の方に申入れをしていただきたいと思いますけれども、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今の山口議員のご質問にお答えいたします。

町においてのPCR検査につきましては、今のところは先ほど答弁させていただいたところでございますが、現在、県の方では集団における感染者の早期発見のため、国から高齢者施設等においてできるだけ感染の早期発見をするという方針の下、高齢者施設への抗原簡易キットの配布が準備をされているというふうに情報が来ております。7月の下旬までには今の各高齢者施設への数の意向調査等をしておりますので、7月下旬には抗原検査の簡易キットが配布されまして、必要な状況においてそれを使って、それで陽性というふうに出れば改めてPCR検査を行うというような体系になっているようでございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 分かりました。次にワクチン接種のことです。今先ほどは、ワクチンの65歳以上の高齢者の接種状況は2,100人余り、2,600人余りのうちの2,100人。ただ、打っておられない方、先ほども神細工議員も言われましたけれども、打ちたくない方もおられるかも知れませんが、しかしまだ打ちたいけれども集団接種に行けないとか、何らかの理由で行かないとかいう方もおられると。その中で個別接種をしてほしいという方もある方がおられました、それはかかりつけ医で。ただ、多賀町のお医者さんは診療所2つですので大変だと思いますけれども、例えば町外、彦根市辺りのかかりつけ医を持っておられる高齢者の方もおられるやに聞いております。そこで、彦根市辺りでは個別接種を進めているようではございますけれども、多賀町では個別接種はないので、そういうかかりつけ医、例えば彦根市で多賀町の方が個別接種を受けたいというときにはできるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

個別接種につきましては、ご要望が多いというのは私どもも認識をしております。ただ、今、自治体の方でやるワクチンにつきましてはファイザー社のワクチンを使っておりますので、皆さんご存じのとおり、管理について大変厳密な管理が必要になってまいります。彦根市も彦根市の住民である方は彦根市の開業医の方で個別接種を受けられるという状況でございますが、多賀町の住民が彦根市のかかりつけ医の方で個別接種を受けられるかという、今、そういう状況にはございません。しかし、今後、先ほども答

弁で申し上げたとおり、ワクチンがファイザー社のものでなくてモデルナ社のものを利用できたりとか、管理体制について冷凍庫等の整備が整ったり、あるいはワクチン接種をした後の登録、接種済みの登録等のいろんな事務手続が結構大変な状況でありますので、そこら辺が町が支援して町の開業医の先生方の方でできるだけ受けていただけるような体制が取れるのかどうかという辺りは、今、協議というか、検討してお願いしているところではございます。まだ明確に個別接種ができるというふうには申し上げられませんが、今後、先はまたそういうことも可能性が出てくるのではないかというふうを考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

（仮称）久徳認定こども園建設事業についてです。多賀幼稚園の老朽化と待機児童解消のためということで、認定こども園の建て替え計画が現在進められております。今年度は実施設計、用地取得、取付道路整備の予算として7,061万2,000円が予算化されております。今後、建設についての予算がこれから課題になってこようかと思えますけれども、財源の見通しについて再度答弁を求めたいと思います。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口久男議員の（仮称）久徳認定こども園建設事業についての財源の見通しについてお答えいたします。

まず（仮称）久徳認定こども園の建設事業について、現在、造成工事、園舎園庭工事、外構工事等を含めた全体的な設計について設計業者を選定する段階に入っております。事業費につきましては今後の設計の進捗に合わせて精査してまいります。財源についても併せて検討してまいりたいと考えております。

公立の認定こども園の整備に係る一般的な財源としましては、いわゆる幼稚園部分の短時部と保育園部分の長時部分を分けて措置がされるということで、対象経費について短時部と長時部の面積で案分し、それぞれ交付金、または起債を充当するということとなります。短時部につきましては、対象経費について学校施設環境改善交付金があり、補助率は3分の1であります。残りの3分の2につきましては、学校教育施設等整備事業債を充当率75%で充てるということとなります。交付税措置はございません。長時部につきましては交付金はございませんが、対象経費の2分の1について施設整備事業債を充当率100%で充てられます。これについては交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額として算定されます。残り2分の1については、社会福祉施設整備事業債を充当率80%で充てることとなりますが、こちらについては交付税措置がないということとなります。

今申し上げました内容が公立の認定こども園整備に係る一般的な財源措置でございます。

すが、このほかにも木材利用に係る補助など、今回の整備において補助対象となりうる制度、財源がないか調査し、国・県にも相談しながら財源確保に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問させていただきます。

公立保育所等、今までは補助金がありましたけれども、三位一体改革で、これは維持費も含めてですけれども、一般財源化されてしまいました。そのために市町村の公立保育園、認定こども園含めて全額町負担となってしまったという、これは非常に私は元に戻すべきかなと思います。私立はそれなりに補助があるけれども、公立の場合は全額市町村負担となるということが決められてしまったということは残念であります。そこで、今、課長の説明がございましたように、事業費の2分の1をいわゆる施設整備事業債で行うということです、100%の充当率だと。ただ、交付税措置につきましては、今の説明では元利償還の70%と言われる答弁、この前の資料も含めて答弁をされたと思いますけれども、交付税措置は70%で合ってるんですか、その辺。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えさせていただきます。

私が調べた資料では70%ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私も不明確でその辺まだ調べておりませんが、2分の1ですけれども、2分の1は地方債発行で財源を賄うと。交付税措置については、今、70%と言われたけども、100%交付税措置されるという話も聞いたんですが、これは間違いなんですか。一遍調べていただきたいと思いますが、私の間違いかもわかりません。その辺の交付税措置の関係は非常に難しいですので、100%されるのと70%では全然持ち出しが違いますので、その辺の正確な数字をもう一度確認をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは、今すぐ調べられなければ後でも結構です。間違いなければ結構です。私が間違いかもわかりません。

あと、短時部の部分については、学校施設環境改善交付金ということで補助率が3分の1やけども、これも交付税措置がないということでよろしいんですか。

その2点、もし分かればお願いします。正確な数字、もし間違っておればまた訂正させてもらいたいと思いますけれども、私が間違っているのか、その辺もう少し、どちらが正しいかお願ひしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） お答えをいたします。

幼稚園部分につきましては、先ほど申しましたとおり、学校施設環境改善交付金の方

が3分の1で残りの3分の2について学校教育施設等整備事業債を充当率75%で交付税措置はないということで私の方では確認をしておりますが、再度、調べさせていただいて正確な情報を提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、5番、松居亘議員の質問を許します。

5番、松居亘議員。

〔5番議員 松居亘君 登壇〕

○5番（松居亘君） 5番、松居亘でございます。議長のお許しを頂きましたので、私はこの議会に当たりまして4点について質問させていただきます。

まず最初に、学校におけるタブレット端末の扱いにつきまして、学校教育課長にお尋ね申し上げます。

本町教育委員会が示された令和3年度教育行政方針の中で、学校・園教育方針の社会の変化に対応した教育の推進では、「コンピューター等の情報機器や情報通信ネットワークを活用する能力を高めるとともに、情報手段の仕組みや特性等について理解を深め、メディアを利用するためのリテラシーやコミュニケーション能力等を育成する。また、ネットワークを利用する上での責任や異常な行為をもたらす問題等の情報モラルについて考えさせるとともに、インターネット上の有害情報や個人情報の流出、知的財産の侵害等への対応として情報モラルの育成に努める」となっております。昨年度には、国のGIGAスクール構想の推進として、小学校、中学校の児童生徒に1人1台のタブレット端末が配布されました。そのような情報を踏まえまして、タブレット端末の扱いについて伺います。

1つ目、文部科学省は端末の利活用のルールづくりを教育委員会に任せていますが、どのように対応されていますか。

2つ目、文部科学省は端末の積極的な持ち帰りを進めていますが、家庭への持ち帰りについてどのようにお考えでしょうか。

3つ目、各家庭におけるネット回線の有無や整備についてどのように把握されていますか。

4つ目、端末の利活用について保護者への周知はどのようにされていますか。

5つ目、閲覧や使用を制限するフィルタリングはどのように行っていますか。

6つ目、家庭における通信量の把握や使用制限時間の設定は可能でしょうか。

7つ目、支援員の学校への配置はどのようにされていますか。

以上について伺います。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

〔学校教育課長 吉田克君 登壇〕

○学校教育課長（吉田克君） 松居亘議員の学校におけるタブレット端末の扱いについてのご質問についてお答えいたします。

まず1点目の、文部科学省は端末の利活用のルールづくりを教育委員会に任せていますがどのように対応されていますかの質問についてお答えいたします。

昨年度末に配備されましたG I G Aスクール構想実現に向けたタブレットP Cにつきまして、学校においてその利用が進みつつあるところです。まずは児童生徒も、そして教員も端末の使い方に慣れることが大切であり、効果的な使い方について模索しながら取り組んでいます。その利用を進めるためには、端末の使い方についてのルールが必要となってきます。

現在、教育委員会では各学校に対してタブレット端末の利活用についてのルールを定めるよう指示を出しているところであり、主な利活用のルールとしては、タブレット端末の取扱い方、データの保存や個人情報の取扱い方について、また不具合や故障した場合などについてであります。

また、学校において端末を利用する際に特に留意しなければならないことは、利用時の児童生徒の健康面であります。このことについては、文部科学省から本年4月9日にタブレットを使うときの5つの約束が示されました。この5つの約束とは、タブレットを使うときには姿勢良く30cm以上目を離そう、タブレットを使うときには30分に1回は画面から目を離して目を休めること、寝る1時間前にはタブレットを使わないようにしましょう、遠くを見たり目が乾かないようにまばたきをしたりして自分の目を大切にしよう、学校へお家のルールを守って使おうといった、健康面についての5つの約束事のルールであります。各学校では、この約束を守って利活用を進めているところであります。

2点目の、文部科学省は端末の積極的な持ち帰りを勧めています。家庭への持ち帰りについてどのように考えていますかのご質問にお答えします。

現在、本町ではまず学校内における使用を中心に取り組んでいます。そして、タブレットP Cを必要に応じ学習中の調べ学習や意見の交流において利用ができるよう活用機会を増やしているところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大やその他の事情により学校が長期の休校になるなど非常時における場合には、学びの保障の観点から、学校に配置されているタブレットP Cを家庭に持ち帰り、I C Tを活用する学習やオンラインの授業もできるように取り組んでいるところであります。

続いて3点目の、各家庭におけるネット回線の有無や整備についてどのように把握されていますかのご質問にお答えします。

令和2年7月に小中学校の保護者に対し、各家庭におけるI C Tを活用した学習環境調査を実施し、各家庭でインターネットに接続できる環境があるか、自宅で学習用として自由に使える端末があるかについて調査を行いました。また、同様の調査を本年2月

に、幼稚園、こども園、保育園の年長児家庭を対象に行いました。その結果を基に、家庭でインターネット接続ができない家庭を対象とした貸出用のモバイルWi-Fiルーターを多賀町として15台準備をしたところであります。

続きまして、4点目の端末の利活用について保護者への周知はどのようにされていますかの質問につきましてお答えいたします。

端末の利活用における保護者への周知についてですが、先ほどお答えしました児童生徒の利活用について、各学校において利活用のルールづくりを進めております。その際、児童生徒用だけではなく保護者用のお知らせも作成し、使用上の注意点などについて周知を図ってまいります。また、健康面については、先ほどお答えしました文部科学省が示した5つの約束の保護者用のリーフレットを配布し、家庭での安全な利用や適切な指導についてお願いをしたいと考えております。

5点目の、閲覧や使用を制限するフィルタリングはどのように行っていますかのご質問にお答えします。

現在、本町ではI-FILTERというソフトウェアを使いましてインターネットの閲覧制限を行ってまいります。このソフトウェアは、インターネット上の情報を動画やギャンブルなどいくつかのカテゴリーに分けて、カテゴリーごとに閲覧の制限をすることが可能であります。また、有益なコンテンツをホワイトリスト化して閲覧可能にしたり、閲覧可能なカテゴリー内でも有害であるため見せたくないというサイトをブラックリスト化して閲覧できないようにしたりすることも可能となっております。現在は、本町が導入しましたI-FILTERのGIGAパッケージの推奨設定で運用しておりますが、設定の変更は可能ですので、今後、学校の要請に応じて設定変更を行ってまいります。

6点目の家庭における通信料の把握や使用制限時間の設定は可能でしょうかの質問にお答えいたします。

タブレット端末を自宅に持ち帰って使用する際には、各ご家庭のインターネット環境に接続することになります。その結果につきましては、先ほど申し上げましたフィルタリングソフトであるI-FILTERによって記録が残されております。そのため、サーバーにアクセスしてログを検索することで、児童生徒の通信量を把握することが可能です。また、使用制限時間の設定については、I-FILTERの設定により、例えば午後11時から次の日の午前8時まででは使えなくするということが可能です。ただ、3時間使ったらそれでシャットダウンするというような機能は備わっておりません。

7点目の支援員の各学校への配置はどのようにされていますかの質問にお答えします。

現在、本町では2名の支援員を学校に配置しております。1名はコンピューター室の整備とともに配置した支援員であり、毎月2日間、各学校の希望する日に学校に配置しています。本年度新たに配置した1名の支援員は、火曜日から金曜日までの4日間、午前中4時間、年間35週の時間で町内の各学校を順に回っていただいております。基本

は多賀小学校に2日、大滝小学校に1日、多賀中学校に1日であり、大滝小、多賀中の勤務日が祝日になった場合には、多賀小学校の勤務日を減らし、祝日で行けなくなった学校に勤務するというようにしております。

支援内容としては、日常的なICT活用のために授業の支援、校務の支援、校内研修の補助等であり、学校からは、「支援があるために初期設定が順調に進み、使用中の不具合にも対応していただけるので学習がスムーズに進む。また、学習中にタブレットPCを活用するときに複数で指導に当たることができ、子どもたちの機器操作のサポートをすることができる」という声を頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは再質問いたします。

まず1番目のルールづくりのことなんですけど、この文部科学省が言っているルールづくりについて県の教育委員会から何か通達等があったのでしょうかということと、学校に任せているということなんですけど、学校に任すということは、小学校3つの学校がございまして、各学校の扱い方が違って来る場合もありうると、そうなりますと教育委員会として統一する必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺について教育委員会は関わっていくのかどうか、これについて伺います。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

県の連絡につきましては、文部科学省のGIGAスクール端末の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用についてというものを受けて通知が来ておりますので、それに基づきまして町の教育委員会の方でも対応しているところです。

また、各学校の方で今、作成をさせていただいているルールなんですけれども、先進的に作っている学校等も町内にありますので、その学校の作りましたルールをモデルとしまして各学校に配布しまして、それを基に基本的には作成をしていくということで進めているところです。その各学校の作りましたルールにつきましても、教育委員会の方で現在確認をしておりますので、必要な事項が網羅されているということで考えておりますので、教育委員会としまして各学校で現在作らせていただいているルールにつきましては、必要な事項が網羅されていると考えているところです。

以上、答弁とします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それで2番目の持ち帰りのことなんですけど、まだ具体的に文部科学省が言ってるような積極的に持ち帰りになられてないんじゃないかと思うんですけど、今後、この持ち帰りについてどういうふうに対応していこうと思うんですか。持ち帰りをどんどん進めていくのか、そこら辺が見えなかったんですけど、そこら辺について再度お願いします。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） お答えします。自宅への持ち帰りにつきましてですが、現在のところは各学校の方で使用することを中心にと考えております。小さな学年ですと、家庭でパスワードを入力したりして使うということもなかなか難しいものがありまして、まずは学校での使用に慣れてその上でということになってくるかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 隣の岐阜県でも積極的に持ち帰りをやってるんですよ。そういう状態も聞いてますので、積極的な持ち帰りを進めていただきたいと思うんですが、ただ持ち帰りとなるといろいろな問題点があるということも承知しております。

それで3番目のことなんですけど、ルーターを15台用意してるとおっしゃったんですが、現在15台用意してあるんですが、使っているのは何台ぐらい使っているのか。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいま使っているルーターの方はございません。15台、教育委員会の方に準備をしているというところでございます。各ご家庭におきましてルーターの使用契約の方を通信業者と結んでいただく必要がありまして、現在のところはまだ自宅へ持ち帰るといったことを行っておりませんので、そのルーターにつきましては貸出の方は現在行っておりません。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それで、その3番目の関係で、各家庭、既に調査されたと。このネットの環境がない家庭、それはあるんですか、ないんですか。あればどのぐらいの数字であるのか。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） 家庭での調査を行いましたところ、十数件ということで、この15台のWi-Fiルーターで足りるということで昨年度判断しまして準備をしているところです。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それで、4番目の保護者への周知の問題、これはなかなかいろいろと問題が、まだ家庭へ持って帰っておられませんので問題にしてきてないかと思うんですけど、家庭でこれからそういったことに慣れてもらわなんのんで、家庭でも端末、タブレットの扱いについていろいろと周知をされていかないといけないと思うんですが、今のところまでは学校からの周知だけというふうにお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） 現在のところは、学校から児童生徒に対してまずは指導しまして、それと同様の内容につきまして保護者の方に周知していくということになると思いますので、学校から周知をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それで7番目の支援員のことなんですが、現在は多賀町で2名ということですが、現在それで足りているとお考えでしょうか。今後、増やしていく可能性があるのか、現在の状況を判断してその辺を教えてくださいませんか。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） 現在、GIGAスクールのパソコンがタブレットが入ったところであり、各学校の方でそれを使い始めているところですので、また今後、各学校から意見等を聞きまして、今後どのようにしていくのかというその必要性については考えていく必要があるのかなと考えているんですけども、現在のところは現有数で動いていけるということを考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 以上で次の質問に移ります。

2番目の（仮称）多賀スマートインターチェンジ整備について地域整備課長に伺います。

（仮称）多賀スマートインターチェンジ整備事業は、平成30年8月に国土交通大臣より建設許可書が交付され、事業化が決定されました。それからはや2年10か月が経ちました。その間、紆余曲折がございましたが、関係地区の理解と協力、ならびに町当局の熱意ある取組により、事業は着々と進められています。そのようなことを踏まえまして、次のことについて伺います。

1つ目、本年に入ってから現在までの事業進捗状況はどのようになっているでしょうか。

2つ目、上り線において、県道佐目敏満寺線から国道307号交差点までの計画、地元説明等はどのように進められていますか。

3つ目、上り線の用地買収計画はどのようになっているでしょうか。

4つ目、上り線における搬入土のストック状況と今後の搬入計画は。

5つ目、スマートインターチェンジの名称に敏満寺スマートインターチェンジを採用する考えはあるでしょうか。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 松居議員の（仮称）多賀スマートインターチェンジ整備

事業についてにお答えいたします。

1つ目のご質問の、本年に入ってから現在までの事業進捗状況につきまして、上り線側ではアクセス道路の県道佐目敏満寺線から高速道路接続までの間において、用地取得に向けた業務を実施しております。2月28日には地権者の皆さんに対する用地説明会を行い、4月17、18日には大部分の地権者の皆さんにご協力いただき、2日間に集中した境界確認を終えたところです。下り線側では、NEXCO中日本の敷地内において3月中に文化財調査を終え、4月から工事に着手しております。また、3月から実施しておりました町有地部分の文化財調査につきましても、現地での作業は6月中には終了する見込みであり、引き続き整理調査業務の完了に向け資料整理等を進めております。

2つ目のご質問の県道佐目敏満寺線から国道307号交差点までの計画、地元説明等の状況につきましては、県道整備として滋賀県湖東土木事務所において事業を進めていただいておりますが、3月に概略設計をまとめ、4月29日に敏満寺区の役員の皆さんへの説明を行い、5月29日には協議員の皆さんへの説明会を行っており、ご意見等を頂いたところでございます。今後は地権者と全区民の皆さんに向けた説明会を予定しており、その後、令和3年中をめどに詳細設計の取りまとめや用地取得に向けた境界確認等の作業を進められる予定でございます。

3つ目のご質問の上り線の用地買収計画につきましては、秋頃にNEXCO中日本の内部組織において買収単価が決定される予定ですので、その後、地権者への説明を行い、令和3年末から翌年1月にかけて買収への合意と登記手続を完了したいと考えております。

4つ目のご質問の搬入土のストック状況と今後の搬入計画につきましては、現在、搬入済の概算土量は約4万2,000 m^3 であり、引き続き搬入される見込みとして東近江市の県事業から約2万 m^3 、多賀スマートインター下り線側の工事から約2万2,500 m^3 となっております。計算上での必要土量には約6,500 m^3 不足しておりますが、今後はストックした土量の正確な数量を把握しながら慎重に搬入していく必要があると考えております。

5つ目のご質問のスマートインターチェンジの名称に「敏満寺スマートインターチェンジ」を採用する考えはあるかにつきまして、これまでに供用開始されたスマートインターチェンジでの事例から、名称決定には事業主体において複数の名称候補を選定し、決められた審査項目ごとの評価を整理した比較検討案をまとめ、それを基に地区協議会での審議を経て決定された名称案を、最終的に日本高速道路保有、債務返済機構で決定されます。よって、多賀町では相応の理由を整理しながら名称候補の選定を行うこととなりますので、現段階では選択肢の中の1つとしか申し上げられません。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは再質問をお願いします。

全般にわたってでございますが、まず下り線の方を今質問したいんですが、四ツ谷胡宮線と国道307号の交差点、この交差点、国道側は右折だまりが設けられるというふうに聞いたんですけど、四ツ谷胡宮線側は設けないと聞いてますが、これなぜ設けないのか、交通量の観点なのか、設けてもいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺は分かかりますか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

今、ご質問いただいた内容につきましては、前回5月29日に地元の協議員を含めた地元説明会、敏満寺区の説明会に寄せていただきました折にも、地元からご意見を頂きました。それについて、我々の方としましては今現在、交通量が最終的にスマートインターが出来上がったときの推定交通量しか持っておりませんが、その辺のところをもう少し把握した上で検討するという必要かなとは思っております。ただ、今現状としましては、国道の交通量は非常に多うございますから、右折だまりは必要と考えますが、スマートインターチェンジを含めた四ツ谷胡宮線の交通量というものから考えますと、交通量としてはそれほど国道ほどは多くはございません。ただ、地元がおっしゃるお話の中には、あそこの出口は非常に見通しが悪いということで、今も出入りに苦労している状況であるので、スマートインターの交通量が増えたことによって更に見にくくなるのではないかというお話はご意見として頂きましたので、我々の方としてももう一度考えさせていただきますというふうには申し上げたところでございます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 今の右折だまりの話なんですけど、簡単にできると思うんですよ。僕も当時、私が職員の時にはあの道路を私が担当いたしましたんで分かってるんですが、法面が相当長いので、あれすぐ拡張できると思いますので、その辺の用地買収も要らないと思います。ですから、そうした検討もしていただきたいと思います。

それで上り線の方なんですけど、県道佐目敏満寺線の307号の交差点、敏満寺南交差点のところから守野いわゆる立体交差になったということなんですけど、この交差点から守野間ですね。守野の地先につきましては、随分前から側溝に蓋をしてくれとか、そういった要望が上がってたと思うんですけど、あの佐目敏満寺線の改良については今後どのように考えておられますか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましても、過去、敏満寺区との地元説明を何度かさせていただく中で、地元からもこれまでの経緯も含めて側溝の蓋の方を考えてほしいというお話は伺っております。ただ、地元の意向としましては、守野の区間、あそこへ大型車両ができるだけ入ってほしくないというご希望もあり、また通行しにくいので側溝蓋をお願いしますと

いうご意見もありという中でのお話でございます。我々としては、あそこは子どもたちの通学のルートでもありますので、その辺も含めて県道の方には側溝蓋の改修を前向きに検討していただくということはこれまでと変わらないということで県の方にはお願いをしておりますので、県の方でも前向きに検討していただいているとは考えてはおります。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 次なんですけど、もう一つ、町道敏満寺高宮線、ローソンの前の道路ですね。これの307号のローソンのところから多賀ゴルフ場の交差点がありますね。あの間のことは今、守野の方があそら辺から墓の方へ行ったりいろいろとされるんですけど、あそこは現在の計画では歩道がないと思うんですが、歩道についても要望されてるんじゃないかと思うんですが、その歩道についてはどのように、これをもしやるとすると町の方がやらなきゃならないかなと思うんですけど、この歩道についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましても同じく地元との説明会の中で、5月29日にもその前の4月29日にもご意見を頂いております。今現在、敏満寺南交差点からゴルフ練習場までの間というのは町道敏満寺高宮線ですが、非常に幅員が広い町道でございます。今度、県道の方で整備される国道までの間のアクセス道路に、この町道につきましましては直角交差になりますので、今のように国道の信号へまっすぐ取り付くという形じゃなくて、新たに出来上がる県道にカーブをしながらT字路で合流するという形になってまいりますので、今現状の道路敷地が国道の交差点に向かって直進部分は残地として残ります。あと、車道として利用する多賀ゴルフ場までの間につきましても、今現状、非常に道路幅員が広いということでセンターラインが入っているわけですけども、これを地元との話合いの中で、センターラインをなくす程度の幅員まで絞り込んで路肩を広くするという考え方はどうでしょうかという検討案を説明させていただきました。地元のご意見では、ガードレールなり、歩車道境界ブロックなりというものもご希望されておられる意見もございましたが、農地が隣接しておりまして、その農地への進入に、今現在、あの道路から進入されておられる方もおられます。その辺も含めて、あと除雪の関係もございまして、地元の方には最終的にはどういう形が地元としても望ましいかというのはまた継続してご説明させていただきながらご検討いただきたいと思いますと思っておりますので、今現在お話をさせていただいている最中でございます。

以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） いろいろとお話しさせていただきましたが、今後とも地元で密接な関係を頂きまして、しょっちゅうお話し合いをさせていただいて意思疎通していただいた

ら事業がスムーズにいくと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税について総務課長にお聞き申し上げます。

ふるさと納税制度は平成20年度から全国的に始まり、多賀町まちづくり応援寄附条例に基づき、本町でも実施されています。また、平成25年度より返礼品の贈呈が開始され、今日まで様々な工夫を行って実施されています。ふるさと納税に関しまして、次のことについて伺います。

1つ目、令和2年度に新たに取組んだ返礼品はどのようなものがありますか。

2つ目、県が活用を推進している地域資源に認定した返礼品の扱いはどのように考えておられますか。

3つ目、寄付者には町からどのようなメッセージが送られていますか。これは2年度だけでもよろしいので、今までの分でなくてもよろしいので。

それと4番目が、寄付金は今日までどのように活用されていますか。

以上、4点についてお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 松居議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のふるさと納税制度でございますが、この制度は納税という言葉で表現されておりますけれども、税法上は地方自治体への寄付を促進する制度となっております。この制度を活用することによりまして、寄付をされた方にはお礼の品がもらえる、いわゆる返礼品でございますが、返礼品がもらえるであるとか、税額が控除される、あるいはまた寄付した地域に貢献できるというメリットがありますし、寄付を受ける自治体にはある程度の収入を得ることができるというメリットがございます。

近年、この制度による過度な自治体間の競争が生まれまして、本来のこの制度の趣旨が損なわれるような運用事案が見受けられるということが起こりまして、そう判断した総務省が令和元年6月より制度の厳格化、いわゆる返礼品を寄付額の3割以内とするであるとか、地場産品の考え方の厳格化について全国自治体へ通達したところでございます。これは報道等により広く知られることでございますので、ご承知のことと存じます。

そこで1つ目のご質問の令和2年度に取組んだ新たな返礼品についてでございますが、昨年度は会社名が出ますが、キリンビバレッジの生茶などの飲料商品、あるいは多賀大社の記念写真撮影券であるとか、河内風穴体験とそば試食セットであるとか、ペビー布団、ガーゼケットなどを地元企業、商店の方、あるいは観光施設にご協力を頂き、新たな返礼品として加えさせていただきました。ちなみに、キリンのビールは令和元年度に返礼品とさせていただきます。

2つ目の、県が認定した地域資源の取扱いについてでございますが、今年度4月1日より県は近江牛、ふなずし、湖魚の加工品の3品目につきまして地域資源として認定を

いたしました。これによりまして、肉牛を飼育していない当町におきましても、いくつかの運用ルールを遵守することにより、近江牛として多賀町の返礼品に加えることができるようになりました。ふなずし、湖魚の加工品についても同様に、一定の基準を満たした場合に多賀町の返礼品とすることが可能となります。この3品目のうち近江牛について、町内の企業より近江牛を返礼品として提供したいという申出がございまして、現在、県に申請中でございます。ただ、残念ながら、報道等でご承知のように、この近江牛の取扱いについて異議申立てが行われているという状況でございまして、今後どのような裁定が下るか不透明ではございますが、多賀町といたしましては、現在、県の方針に基づいて作業を粛々と進めているというところでございます。

3つ目の寄付者へのメッセージについてでございますが、ふるさと納税により寄付を頂いた方には、税額控除のための書類を送付する必要があるんですけども、その際にお礼状を同封して送付をさせていただいております。

4つ目の今日までの寄付金の活用についてでございますが、寄付を申請いただく際には、その寄付金をどのような事業に活用してほしいのか条例で定めておりますが、6つの事業から選択していただくようになっております。環境保全に関する事業であるとか、子育て支援および福祉に関する事業、教育またはスポーツ・文化の振興に関する事業、産業または観光の振興に関する事業、地域の振興に関する事業、最後に町長が選択した事業に分類してございまして、寄付していただいた方の意向に沿った事業に充当をしております。

なお、令和2年度では全477件、総額897万5,000円の寄付を頂きましたが、その中で子育て支援および福祉に関する事業への寄付の申出が最も多く、173件で317万2,000円の申請となっております。令和3年度事業に財源充当させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは再質問をお願いします。

近江牛を新しい品目というお考えですが、近江牛のほかに令和3年度で新たに取り組む予定があるものがあるのか、そこら辺は調査されるのかお伺いします。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今現在、返礼品として進めておりますのが、先ほど申しました近江牛の申請をやっておりますのと、もう一つはお米を、まず1つの例として例えば5キロを10回送付しますと、都会の方には家でためておく場所がないとかいうようなこともありますので、そういうような配送方法を変えてみたりというようなことでまずは取り組んでみようということで、今その2つを進めてございまして、近江牛の方が今、進みは早いですが、その後を追って米をやっております。

以上です。

- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） それで先ほどの近江牛の話なんですけど、町内の方は一緒なんですかね。そこら辺は分からないけど、いわゆる近江牛の近江八幡市か竜王町かしらん、そこら辺から来たやつを加工して売らなきゃならないとかいう部分があると思うんですけど、多賀町内で加工販売しなきゃならないと思うんですけど、多賀町内の方は1社なんですかね、何社かあるんですか。
- 議長（竹内薫君） 石田総務課長。
- 総務課長（石田年幸君） 県が認定した地域資源でございますので、基本的には多賀町内で育てない、当然、牛はよそから入荷するしかないんですけども、そういうものでも多賀町の地場産品として扱えるというルールでございます。ですので、多賀町の業者で肉を加工されているところがございまして、そこが返礼品として取り扱えるということでございます。
- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） それで寄付金の活用なんですけど、現在、寄付金をためておられますね。たまっていると思うんですけど、今までどれぐらい使われて、今現在ほどのぐらい残っているのか、もし分かっていたら。
- 議長（竹内薫君） 石田総務課長。
- 総務課長（石田年幸君） この多賀町におきましては、ふるさと納税は頂いた翌年度には財源充当しているということで、基本的には残っていないということでございます。先ほど、6つの事業にそれぞれ寄付者の方がご要望された中で、うちの財政上振り分け充当させていただいているということになります。
- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） それで寄付金のことなんですけど、先日、中日新聞で2019年度のふるさと納税一覧表が出ました。残念ながら多賀町は一番最下位で載ってるんですよ。これ比べますと、甲良町が4,500万円、豊郷町は3億5,000万円ほど稼いでいると。これどう見ても、何かいろいろとお考えはあるかと思うんですが、この状態について、町長、もし何かありましたらどうですか。
- 議長（竹内薫君） 石田総務課長。
- 総務課長（石田年幸君） お答えをさせていただきます。
- ふるさと納税というのは基本的には崇高な理念の下で納税を頂くということで、多賀町といたしましても、今までそれぞれ送っていただいている方の気持ちを重視して大きく活動しなかったとか、そういうこともございましたけれども、やっぱり多い自治体、少ない自治体があるということで、町長がはっぱをかけられまして、やっぱりもう少し上げていく必要があるというようなことで、とにかくいい返礼品を出すということもまず一番大切なんじゃないかというようなことに着目して、近江牛にも協力いただく事業者が見つかりましたし、お米もただ単に出すだけではなくて、もう少し相手がい

やすいように出す必要があるだろうとか、麒麟のビールも反応がよろしいですし、そういうことで取組を進めて、去年は900万円弱まで上がったということでございます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 今後もいろいろと努力をされますようお願い申し上げます。

次に、最後の4点目の広報たがの紙面について企画課長に伺います。

広報たがの紙面の中で、表面と裏面ではカラー刷りとなっていますが、「中面の写真がカラーになってないために分かりにくい。はっきりしづらい」と、「孫が写ってるんだけど、孫が何してるんか分からない」というような声を高齢者の方から聞くわけですよ。だから、せめてその人物が写った写真だけでもカラー化できないかというふうに質問させていただくんですが、そこら辺についてご答弁よろしくをお願いします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 松居議員の広報たがの紙面についてのご質問にお答えいたします。

広報たがは、議員もご承知のとおり、町の話題、行政施策、各事業のご案内、健康の啓発など、様々な情報を住民の皆様にお知らせする貴重な情報手段であり、広報たがの構成においては、作る側の視点ではなく見られる方の視点を大切に作成しております。

しかしながら、限られた紙面の中で住民の皆様にお伝えしたい、お伝えしなければならないことは数多くあり、またお伝えする内容の経緯、趣旨、取組の内容を丁寧に載せることも大切であり、紙面が窮屈となり分かりにくい場合もあります。

このようなことから、中紙面をカラーにし分かりやすくとのことのご質問の趣旨かと存じます。また、住民の方から年に1回程度、「紙面がカラーの方が良いのでは」とのご意見も頂いております。内部的には検討しておりますが、中紙面をカラーにする、せめて人物をカラーにするには一部のみをカラーにすることはできず、現在の中紙面単色刷りを表紙裏面と同じようにカラー刷りにしなければならず、相応の費用が嵩みます。また、人物のみならず、紙面全体をカラーにすると、配色、レイアウトなどの構成に要する日数、こちらの方も費用が若干嵩みます。このようなことから、単色刷りではありますが、タイトル、重要な事項については字体を変える、コントラストを変えるよう工夫に心がけ、少しでも分かりやすくなるように努めております。

冒頭にも申し上げましたが、広報たがは様々な情報を住民の皆様にお知らせする貴重な情報手段と十分に認識し、拙速に中紙面をカラーにすることは難しいですが、今後も見られる方の視点で見やすさ、読みやすさを大切に工夫に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） もう少し前進した回答を頂けると思ってたんですけど、そしたらカラーに全部した場合、どのぐらい費用がアップするのか分かりますか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 現在、今年度の受託業者の方との調整、確認をさせていただいております。今年度につきましては、20ページ構成と16ページ構成それぞれに分けてなんですけども、20ページ構成ですと8万6,350円、これを7か月分、16ページですと4万1,800円の5か月分で20万9,000円、年額で81万3,450円の増額等になります。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 印刷製本費だけが上がると思いますので、私が試算したのとそう変わりがないので、それぐらいはアップかなと思うんですが、私、近隣の市町を調べてみたんですよ、どこが白黒でやってるか。そしたら、甲良町と多賀町だけでした。彦根市、米原市、長浜市、全部カラーです。豊郷町、彦根市、米原市、長浜市、調べたら全部カラーです、中がね。違いましたか。私、インターネットで調べたので、甲良町は白黒ですよ。豊郷町、彦根市、米原市、長浜市、全部カラーです。写真もちろんカラーですが、中ではその帯状にカラーにしたり、文字を強調するためにしたり、それで表だったら表をカラーにしたり、相当工夫されてるんですよ。だから私が思うのに、住民は一番先にパッと開いたら、カラーのところ、写真のところ目が行くんですよ。そこから中の記事を見ることになるんですわ。だから、その写真がパッと見にくくなったら中へ入ってこれないですわ。僕でもそうだと思うんですが、だからこれ年間120万円かかるかと思いますが、これはぜひとも検討していただきたいし、来年からでもぜひともやっていただきたいし、町長、よろしく。もうこれは町長のPRですから、それはこのところに力を入れてもらわんと、本当に後れを取ってますよ、ほかの市町村から言われたら、これ。だから豊郷町も頑張ってるけど多賀町も頑張ってくださいよ。よろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 広報につきましては、過去には大変財政厳しい折に、単色、表紙も裏面も皆、単色にした時期がございます。それ以降、裏面につきましてはカラー刷りというふうにさせていただいておりますので、今後につきましては、個別案件につきましては今お答えをさせていただくことは控えさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） もう来年4月からはカラーになっていることを期待しています。また予算のときに言わせてもらうかもしれませんが、ぜひとも本当にこのことは期待したい。町長、よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。
本日はこれをもって散会します。

(午後 2時20分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 木 下 茂 樹

多賀町議会議員 近 藤 勇